

基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会

＜第10回＞

事務局提出資料

平成31年4月

総務省自治行政局市町村課

広域連携の必要性

2040年にかけて生じる変化・課題と自治体行政に求められる対応（案）

2040年にかけて生じる変化・課題

- 我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面している。
 - ◆ 人口減少の進行
総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成29年推計）によれば、2040年には1億1,092万人となる。
 - ◆ 生産年齢人口の減少
2040年にかけて、15歳から64歳までの生産年齢人口は、全都道府県で継続的に減少。減少幅は、大都市部で小さく、地方部で大きい。
 - ◆ 高齢化の急速な進行
三大都市圏を中心に高齢化が急速に進行し、65歳以上人口は、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2042年に3,935万人でピークを迎え、75歳以上人口は、2054年まで増加し続け、85歳以上人口は、2015年から2040年にかけて倍増する見込み。
- 今後、「Society5.0」に代表される技術革新と人口減少の中で、ICT人材が官民を通じてますます逼迫することが見込まれる。
- 人口の縮減に伴い、住民生活や経済活動の維持に不可欠な高度医療や高等教育、交通結節機能、ビジネス支援機能、商業施設などの地域全体の生活や産業を支える都市機能の維持も難しくなる。

自治体行政に求められる対応

- 現在、我が国の住民生活に身近な行政サービスの多くは、地方自治体が支えている。
- 住民に最も身近な基礎自治体が担ってきた行政サービスについて、今後、約20年足らずで生じる急激な人口構造の変化等により、以下のような課題が顕在化するおそれがある。また、これらの課題の顕在化の状況等には、地域ごとのばらつき（時間差、変化の大きさ等）が見込まれる。
 - ◆ 生産年齢人口の減少に伴う人材（特に専門人材※）の不足 ※保健師、土木技術職員、情報戦略担当職員など
 - ◆ 各世代の人口が大きく増減することに伴う行政需要の変化（例：介護需要の増、公共施設の再編・整理 等）
 - ◆ 人口減少に伴う都市構造の変化（例：都市のスポンジ化、公共交通網の再編・整理 等）
 - ◆ ライフスタイルの変化等に伴い社会問題化する高度な課題への対応（例：病児保育、発達障害への支援 等）
- 将来の人口減少・少子高齢社会においても、全ての人々が安心して暮らしていけるようにするためには、限られた経営資源（人材、財源、公共施設等）を有効活用する観点から、自治体同士が有機的に連携し、行政サービスを継続的に提供していくとともに、地域の活力や経済の持続可能性を確保する観点から、地域全体にとって必要な都市機能を維持していく必要がある。

自治体間連携のあり方

2040年にかけて生じる変化・課題の特徴

- (1) 全ての市町村で顕在化し、（＝地域的な広がり）
- (2) 特定行政分野にとどまらず幅広い行政分野で顕在化するものの、（＝分野的な広がり）
- (3) 顕在化の状況等には差がある。（＝時間差によるばらつき）

求められる市町村の行動パターン（＝連携が進んだ連携中枢都市圏における取組）

空間軸

- 現在、中心市のみならず近隣市町村の住民も、市町村の区域を越えて、中心市に所在する事業所に通勤している。
- 今後、**圏域全体の労働力を確保**することは、中心市にとっても重大な課題であり、**圏域全体として**、地域経済を活性化させ、行政サービスを確保する必要がある。

地域的な課題のみならず、**広域的な視点で**共通課題に対応

行政分野

- 関連性が強い行政分野の計画策定であっても、個々の部局が個別に連携の可否を検討している。
- 今後、圏域における都市機能を維持することの必要性を**相互に関連する行政分野**において共有し、連携の可否を検討する必要がある。

行政分野の縦割りではなく、**分野横断的な視点で**共通課題に対応

時間軸

- 日常的な業務に支障が生じない限り、行政サービスの持続可能性を検討することはない。
- 今後、自治体行政や地域産業を取り巻く環境変化（行政需要や経営資源の変化、技術革新）に対応するには、**長期的な見通し**を圏域で共有する必要がある。

短期的な課題のみならず、**長期的な視点で**共通課題に対応

- 全ての市町村で、持続可能な形で、行政サービスを提供し続けることができるようにするためには、人口構造の変化等に伴う課題が顕在化・深刻化する前に、行政需要や経営資源の変化に対する**長期的な見通し**を持ち、早期に対策を講じることが必要。
- 特に、人口減少による経営資源に係る供給制約に対応するためには、希少化する**人材**や既存の**公共施設**について、自治体ごとのフルセット主義や行政分野別の縦割りによって生じる資源の過少利用から脱却し、より**広域的で、分野横断的な**観点から、資源を有効に活用できるようにすることが必要。

2040年にかけて生じる変化・課題に対応するための自治体行政のあり方 全体像（案）

2040年にかけて生じる変化・課題

- 我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面。Society5.0など技術革新の到来。
- 地域全体の生活や産業を支える都市機能の維持も難しくなる。

自治体行政に求められる対応

- 急激な人口構造の変化や技術革新の中で、市町村の行政サービスを担う人材(特に専門人材)不足、各世代の人口が大きく増減することに伴う行政需要の変化などの課題が顕在化するおそれ。
- 限られた経営資源(人材、財源、公共施設等)を有効活用する観点から、自治体同士が有機的に連携し、行政サービスを継続的に提供していくとともに、地域の活力や経済の持続可能性を確保する観点から、地域全体にとって必要な都市機能を維持していく必要がある。

「生活圏域単位」で連携する必要性

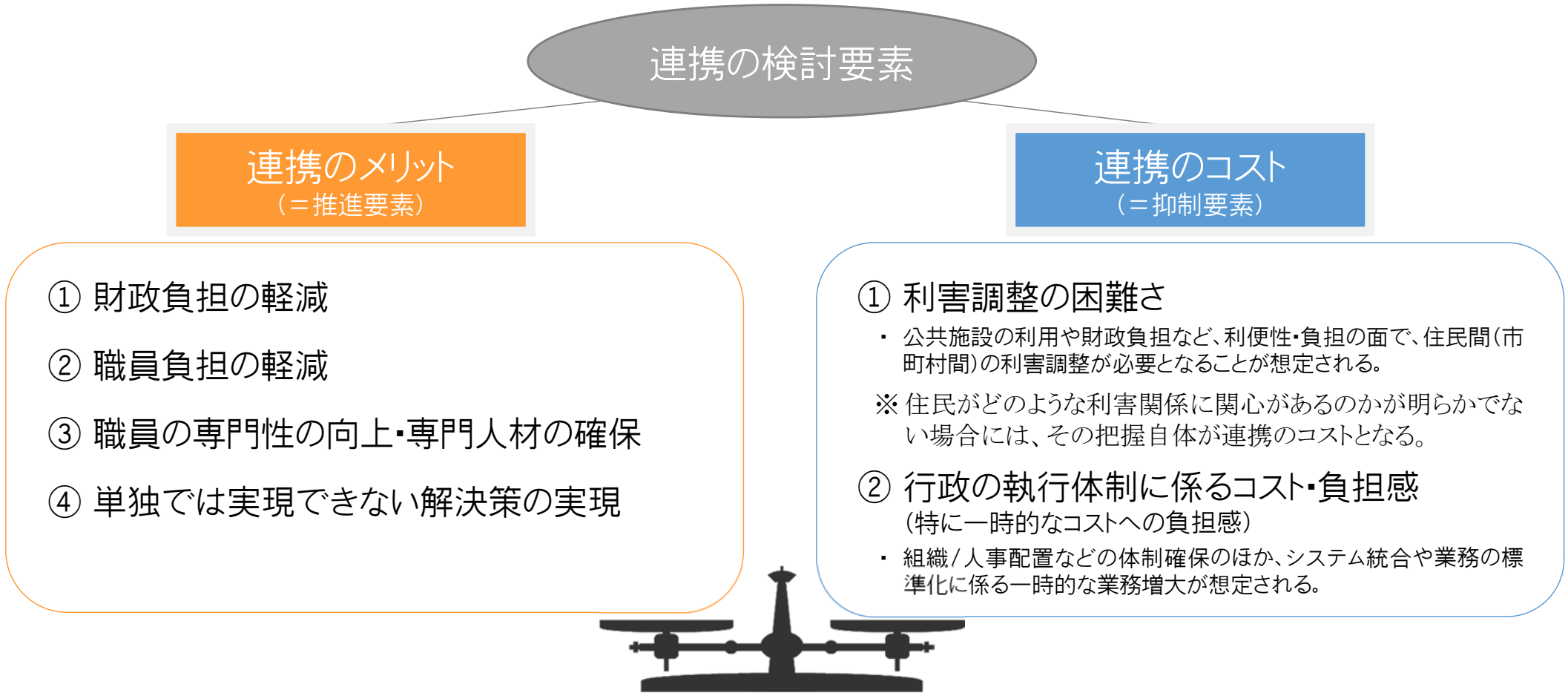
- 市町村の区域を越えて移動する労働力により、生活関連サービスが提供。今後、希少化する人材を確保し・効率的に活用していく観点から、人口構造の変化等により生じる諸課題に対して、市町村の区域を越えて生活圏域単位で対応することが不可欠。

生活圏域単位での連携のために求められる対応

- 生活圏域単位で対応する前提として、行政需要や経営資源の変化に係る長期的な見通しを生活圏域単位で共有し、生活圏域単位で連携して対応の必要性についての共通理解を醸成することが不可欠。
- 共通理解を踏まえ、各地域の実情に応じて、事務や施策の広域的な調整や役割分担を実現し、市町村間連携や都道府県による補完・支援を通じた行政運営体制を、各市町村がそれぞれの判断により、確保する必要がある。

連携に当たっての検討要素

- 自治体が他の自治体との連携の適否(=広域連携の容易さ・実現可能性)を判断するに当たっては、対象とする事務・施策ごとに(更には、局面ごとに)、規模の経済・範囲の経済など、連携のメリットが連携のコストを上回るかどうかを判断していると考えられることができるのではないか。



➡ <メリット> 連携のメリットがどの程度見込まれるか(分かりやすいか)。

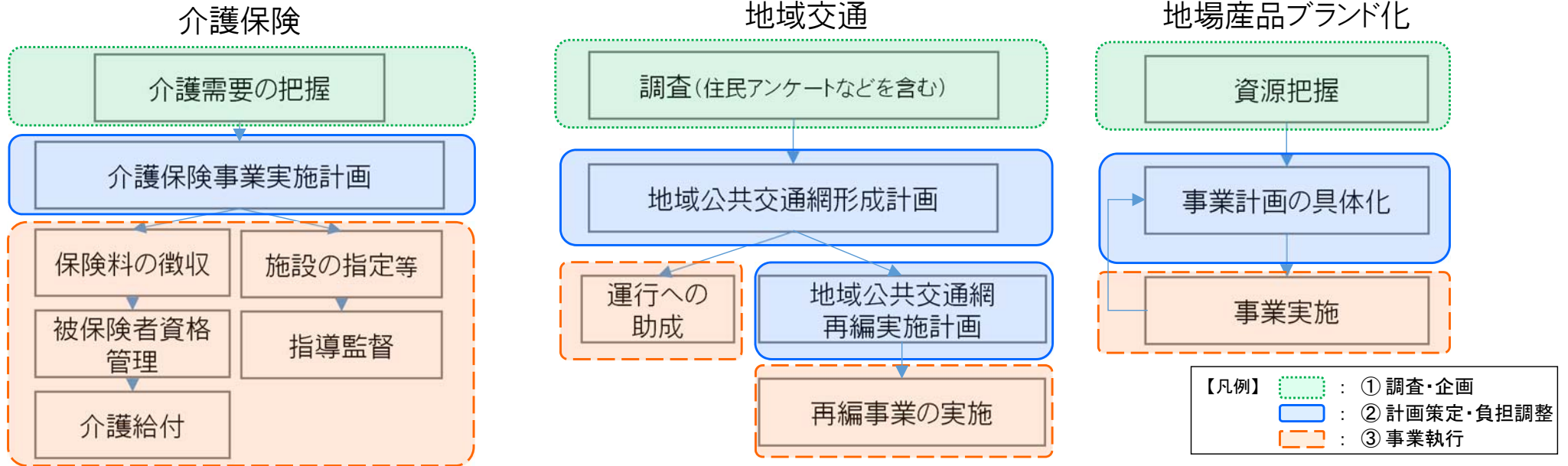
<コスト①> 連携に係る利害調整がどれほど困難か。

<コスト②> 連携時の行政執行体制の整備(変更)にどの程度の人的・財政的な負担が生じるか。

行政過程の各局面と連携の難易度

○ 自治体の行政過程は、「行政計画」(①、②)と「事業執行」(③)に分解できる。さらに「行政計画」は、調査・企画(①)と計画策定・負担調整(②)の局面に分かれる。それぞれの局面ごとに連携の容易さ・実現可能性は異なっているのではないか。

行政過程の局面(イメージ)



事務・施策の局面	連携メリット	コスト① 利害調整の困難さ	コスト② 行政執行体制の確保
①調査・企画 <例> ・ 圏域内に共通する地場産品のブランド化に係る企画立案 ・ 介護需要の把握/在宅医療に係る資源把握	分かりやすい	小さい	比較的小さい
②計画策定・負担調整 <例> ・ 地域公共交通網を維持するための運行補助に係る財政負担の調整 ・ 一般廃棄物処理場の立地場所の調整	比較的分かりにくい (分かりやすい場合あり)	大きい (小さい場合あり)	比較的小さい
③事業執行 <例> ・ 介護保険の認定審査、保険給付(支出事務)、介護施設への監督指導 ・ 地域公共交通網を維持するための運行補助金の支出	分かりやすい	小さい	比較的大きい

(参考) 利害調整の実現イメージ

- 個々の利害調整の場面では、事務や施策を取り巻く状況に加えて、自治体の経営資源の客観的な状況を共有して、調整に際してとりうる選択肢の範囲(=議論の外縁・外枠)を明確しておく必要があると考えられる。
- その際、経営資源の客観的な状況については、数値データ等を把握しやすい形で、住民や職員に提供する必要があるのではないか。

<利害調整の実現イメージ>

利害調整に係る
前提条件の整理
(フレームの設定)



住民のデメリットの
緩和・代償措置等
を具体化



利害調整の
実現

- 利害調整の前提条件が不明瞭な場合、各当事者は利便性低下・負担増を受け入れず、利益の最大化・負担の最小化を図ろうとするおそれ。
- このため、あらかじめ議論の外縁・外枠となりうる選択肢を明確化しておく必要がある。

利害調整が課題となる取組における合意形成の事例

「地域公共交通網形成計画」の作成①

A市(連携中枢都市圏)

- 平成20年度に定住自立圏の先行実施団体に選定。
- 定住自立圏構想の中で、「結びつきやネットワークの強化」に対する取組が必須となっていること等から、地域公共交通の維持・活性化の施策について、重点的に検討。
- 平成21年9月に定住自立圏形成協定を締結後、平成22年11月に「圏域公共交通計画」を、平成26年3月に「第2次圏域公共交通計画」を策定(法定計画ではない)。
- 国の制度変更により、市域のみを対象とした再編実施計画では、特例が十分に受けられなくなるような制度の見直し方針が表明されたため、圏域で網形成計画及び再編実施計画を作成(網形成計画:平成31年1月。再編実施計画:平成31年3月)。

「地域公共交通網形成計画」の作成②

B市(連携中枢都市圏)

- 中心市と隣接市を含む区域で路線バス事業を行う事業者が破綻。再建案や緊急代替運行について検討するため、中心市と隣接市(計2市)を構成団体に含むバス路線廃止対策会議を組織。
- 中心市において、広域的な地域公共交通網形成計画を作成したいと考えていたところ、バス事業者の破綻という共通の問題の発生を契機として、隣接市と共同で作成することとなった。
- 平成28年4月、中心市と隣接市は共同で「地域公共交通活性化協議会」を設立。平成29年3月に計画完成・公表。
- 地域公共交通網形成計画に基づき、日常生活での移動がある地域間を結ぶ新バス路線の実証運行を実施(平成30年12月～平成31年2月)。

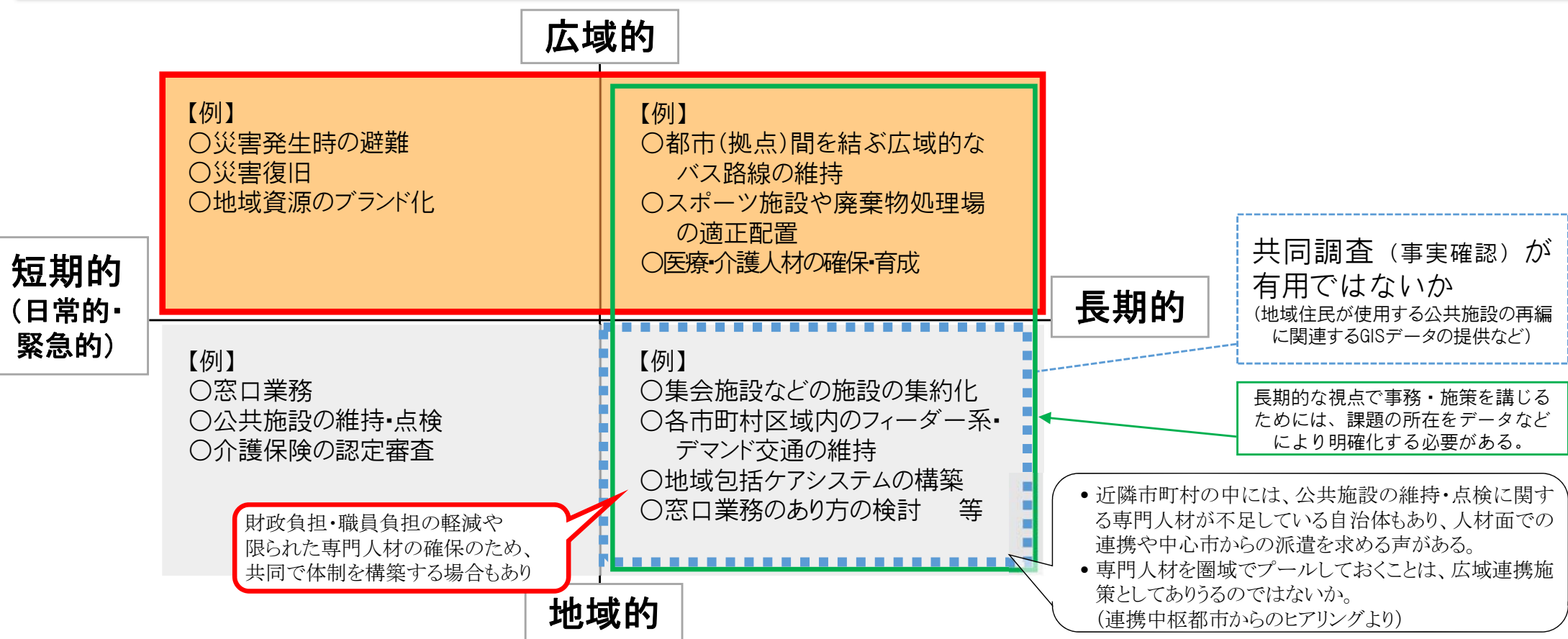
「広域的な立地適正化の方針」の作成

C市(連携中枢都市圏)

- 平成27年度に中心市を含む圏域内の複数市町、公共交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくりに関する勉強会」を設立。公共施設に関する連携市町村間の相互利用の手法や効果等について検討。
- 平成28年5月、国の財政措置(事業)を契機として、圏域内の複数市町及び公共交通事業者等で構成される「鉄道沿線まちづくり協議会」を設立。
- 圏域における人口の将来見通し等の分析や、都市構造上の課題等の収集を踏まえ、平成29年3月、当該市町の区域を対象とする「広域的な立地適正化の方針」を策定。

事務・施策の特徴と連携のイメージ（案）

- 都市間バス路線の維持、大規模な公共施設の再編、災害時の対応等のように、市町村の区域をまたぎ、広域的な視点で対応する必要がある事務・施策は、圏域で一体的に検討し、実施することが効果的・効率的ではないか。
- 多くの市町村では、長期的な見通しを立てるための体制が不足している可能性があるため、地域的な課題であっても、顕在化しつつある長期的な課題への対応には、圏域の持続可能性を高める観点から、一定の体制を有する中心市が近隣市町村に係る調査(事実確認)を合わせて行うことが有用ではないか。
- さらに、地域的な課題への対応を含め、行政サービスの執行体制を確保するために、広域的・長期的な観点で人材(特に専門性やノウハウを有する人材)を育成する取組は、圏域で一体的に検討し、実施することが効果的・効率的ではないか。
- 圏域単位での共同調査や人材育成の取組においては、中心市に圏域全体をけん引する役割が求められるのではないか。



(参考) 典型事例の課題整理 (事務・施策の分類イメージ)

- 広域連携に際しては、連携する行政分野に係る事務や施策を丸ごと共同して実施するのではなく、各市町村の実情に応じて、連携して実施するものと単独で実施するものに分けて対応していると考えられる。
- 連携して実施している事務や施策は、「市町村の区域をまたがる」「長期的な視点が必要」な課題への対応が多く、単独で実施している事務や施策は「市町村の区域内」や「短期的(日常的・緊急的)」な課題への対応が多いのではないかと。

行政分野	連携して実施している事務・施策 (例)	単独で実施している事務・施策 (例)
地域公共交通	<p>市町村の区域をまたぐ幹線バス路線維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域市町村で行うのは、連携中枢都市と連携市町村をつなぐ幹線バスの上限料金の設定。幹線バスは複数の市町村の区域をまたいでいるので、市町村単独で取り組む合理性がない。 ○ 20～30年の長期的視点で広域的な路線を維持することができるかを考えていかなければならない。連携市町村だけでは限界があり、将来的には、広域連携が必要。 ○ 今後、圏域内の拠点間を結んでいる広域的なバス路線を残すために圏域で連携することはありうる。 	<p>市町村で完結するフィーダー交通網の形成・運行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域路線については、圏域市町村と事業者で調整を行い、各市町村内のコミュニティバスの運行については市町村がそれぞれ実施している。 ○ 拠点からのフィーダー交通ネットワークの構築については、各市町村の方針や重視する点が異なるため、広域連携は困難。
公共施設	<p>スポーツ施設などの大規模施設における機能分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の範囲が所在市町村の住民に止まらないような公共施設に関して、圏域全体で長期的な視点から考えていくとすると、大規模な体育館や博物館・美術館などは連携中枢都市が担うことになるのではないかと。 	<p>集会施設などの地域密着型施設の集約・管理修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域での適正配置の議論に馴染む施設とそうでない施設がある。スポーツ施設やゴミ処理施設などの大型施設は、広域での適正配置の議論に馴染むと思う。 ○ 市内では、公民館やコミュニティセンターなどの集会施設が地域に重複して存在しており、現在、学区ごとに住民の合意形成を得ながら、集約化を進めている状況。 ○ 点検・診断作業を発注する際には、対象となる施設へ実際に訪問して調整をしなければならない。圏域で行うとすると、他市町村の施設の管理者との調整が必要であり、手間がかかる。
介護	<p>医療・介護資源の広域マップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携中枢都市が市内の医療機関と介護事業所等を掲載したホームページを運営していたが、市町村の区域を越えたサービス利用がなされていることから、圏域全体を対象にしたホームページを運営している。 	<p>地域支援事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムとして、具体的にどういったものを作るかということは、基本的には自治体によるのではないかと。実際の話し合いは学区単位でしている。 ○ 地域支援事業はそもそも地域の実情に応じて行うものである。

内は連携中枢都市からの聞き取り内容

生活圏域単位での広域連携等の具体化イメージ

中心市・都道府県の役割

【中心市の役割】

- 中心市に限らず、市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、一般的に地域における事務を処理する責任を負う。
- 地方圏の指定都市や中核市等を中心とする都市圏では、指定都市や中核市等の地域の核となる都市が地域経済において中心的な役割を担っており、地域全体の生活や産業を支える都市機能が集積している。
こうしたことから、中心市に所在する事業所には、中心市のみならず近隣市町村の住民も市町村の区域を越えて通勤するなど、生活圏域が市町村の区域を越えて拡大している。
- このように、市町村の区域を越えて移動する労働力により、中心市を核として、地域全体の経済活動が展開されていることなどを踏まえると、中心市には、自らの区域を超えて、圏域全体における行政サービスの提供体制や都市機能を維持し、圏域の持続可能性を確保する役割があると考えられるべきではないか。

【都道府県の役割】

- 都道府県は、人口構造の変化等が生じる中であっても、区域内の全ての市町村で持続可能な形で行政サービスが提供されるよう、市町村同士の連携の推進や自ら市町村を補完・支援する取組を行う役割を担っていると考えるべきではないか。
- もっとも、都道府県の経営資源も有限であるため、都道府県においては、核となる都市が存在する地域では、圏域の形成を、離島や山間部等のように核となる都市が存在しない地域では、都道府県による補完・支援の前提として、市町村同士の連携を、それぞれ促すべきではないか。
- また、都道府県は、自ら及び区域内の市町村に存する経営資源が限られる中で、それらの資源が最大限、効果的かつ効率的に活用されるよう、市町村に対する必要な関与を行うべき役割を担っていると考えられないか。
- なお、都道府県が自ら事業主体となる場合（公営企業など）には、まさに事業主体として、中心市や他の市町村との連携を進める役割を担っているものと考えられないか。

【圏域の形成と都道府県による補完の関係】

- 圏域の形成は、各市町村の自主的な判断によって行うべきものではないか。
- 他方、都道府県は、区域全域の行政サービスの持続可能性を確保する役割を担っている。そのため、まずは、市町村による圏域の形成を促進することにより、各市町村の行政基盤の確保を図り、圏域の形成が難しい地域については、（市町村同士の連携を促した上で）都道府県が補完することが必要と考えられる。
- 圏域の形成と、それが困難な地域における都道府県による補完・支援は、共に行政基盤の確立に資するものだが、表裏一体の関係にあり、同時並行で進める必要があるのではないか。

圏域の網羅性

論点：圏域は網羅的に形成すべきか。

- 団体自治を保障する観点から、圏域の形成は、各市町村の自主的な選択により行われることが必要。他方で、行政サービスの持続可能性は、全ての市町村で確保する必要があることから、圏域は全国に網羅的に形成することが必要である。
- 市町村の自主性と圏域の網羅性を両立させる方策として、次の①～③を方針としてはどうか。
 - ① 市町村は、他の市町村と共同して、圏域を形成することができる。
 - ② 都道府県は、圏域が網羅的に形成されるように、連携が行われない市町村について、圏域の組み合わせに関する構想を作成し、(地理的・社会的な状況による例外を除いて)全ての市町村が圏域に包含される組み合わせを市町村及びその住民に提示する。また、公益上必要があると認めるときは、助言・勧告することができることとする。(→次々項の論点)
 - ③ 国は、市町村による圏域設定及び都道府県による構想作成に対して、必要な支援を行う。(生活圏域の広がりを示す指標の作成・公表などを想定。)

論点：都道府県による圏域形成促進の例外(地理的・社会的な状況)をどのように考えるか。

- 地理的な状況として、「離島等地理的な隔絶性が高く、他の市町村との連携が困難な地域」が考えられるのではないか。
- 社会的な状況として、「広域合併の結果として、合併後の市町村において住民の生活圏が完結している地域」が考えられるのではないか。

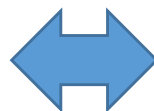
論点：圏域の網羅的な形成を推進するために、都道府県はどのような関与を行うべきか。

- 圏域は、生活圏域が一体である市町村が自ら形成するものである。その組み合わせは市町村が自ら選択するものであるが、圏域が生活圏域をカバーするものとなるよう、都道府県において、各市町村の生活圏域の一体性を示す指標を作成し、公表することが考えられるのではないか。
- 客観指標により生活圏域の一体性が認められる市町村が圏域を形成しない場合には、都道府県が勧告を行うことが「できる」こととし、都道府県が積極的な関与を行うことができるようにする必要がある。

圏域形成の考え方①（案）

- 今後、人口減少・少子高齢化が進行する中でも、全ての市町村において、行政サービスの持続可能性を確保する（都道府県による補完・支援も含む）必要がある。
- 圏域は、住民生活や地域の実情、これまでの当該地域における自治体間連携の取組等を踏まえて、行政サービスの提供を継続する観点から実務的な行政基盤を構築できるよう、各市町村が自主的な判断に基づいて形成することが望ましい。
- 以上を踏まえると、圏域形成をはじめとする、行政サービスの持続可能性を確保するための枠組みとしては、
 - ① 全ての市町村は、共同で又は単独で（本格的な人口減少社会の到来を踏まえた）行政サービスの提供体制に関する長期的な見通しを作成する
 - ② 生活圏域を同一にする市町村は圏域を形成する（水平補完）か否かを自ら判断する
 - ③ ①により圏域を形成してもなお行政運営体制を十分に確保できないと判断した団体は都道府県による垂直補完を求める（＝補完・支援の取組を求める申出を行う。）。生活圏域が市町村の区域内で完結しており圏域を形成できない市町村も同様。
- 都道府県は、区域内の全ての市町村がそれぞれ適切に行政サービスの持続可能性を確保できるように、必要と認める場合に長期的な見通しの作成（①）を支援するべきではないか。さらに、都道府県が圏域形成に向けた助言・勧告を行うことも考えられるか。

（圏域に限らず）全ての市町村が行政サービスの持続可能性を確保する必要がある



圏域は市町村の自主的な判断に基づき形成することが望ましい

① 市町村は、「行政サービスの提供体制に関する長期的な見通し」を作成（共同で又は単独で）
※必要に応じて都道府県が支援

② 圏域を形成するか自ら判断 ← 都道府県による助言・勧告

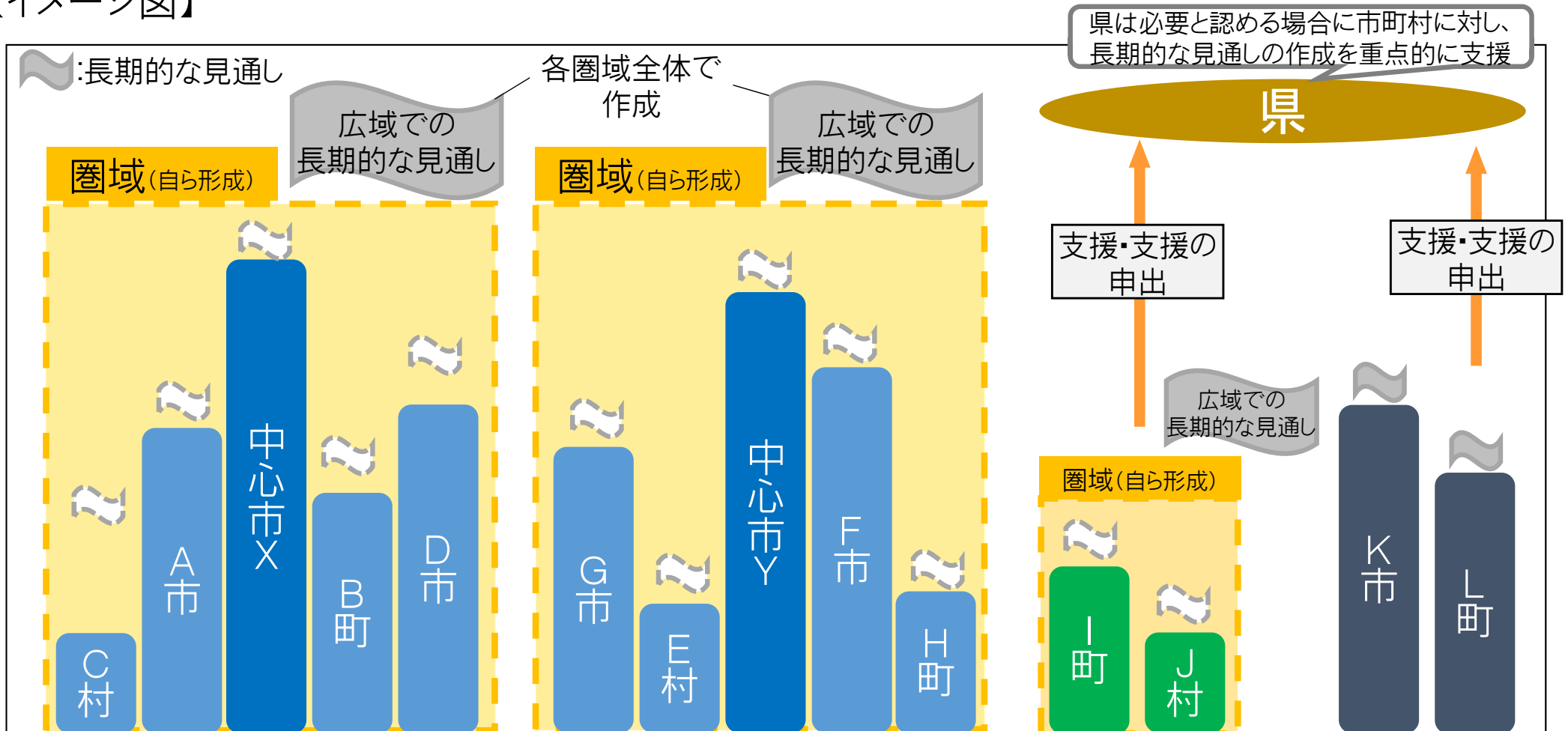


③ 持続可能性を確保できない市町村は自らの判断で都道府県による補完・支援を要請

圏域形成の考え方②（案）

- ① 全ての市町村は、共同で又は単独で(本格的な人口減少社会の到来を踏まえた)行政サービスの提供体制に関する長期的な見通しを作成する
- ② 生活圈域を同一にする市町村は、圏域を形成する(水平補完)か否かを自ら判断する
- ③ ①により圏域を形成してもなお行政運営体制を十分に確保できないと判断した団体は都道府県による垂直補完を求める(=補完・支援の取組を求める申出を行う。)。生活圈域が市町村の区域内に完結しており圏域を形成できない市町村も同様。

【イメージ図】



※グラフの高さは人口規模を示す。

※離島など生活圈域が市町村の区域内で完結しているような例外的な場合

長期的な見通し及び基本構想などの記載事項（案）

- 全ての市町村で、持続可能な形で、行政サービスを提供し続けることができるようにするためには、行政需要や経営資源の変化に関する長期的な見通しを作成し、人口構造の変化等の影響が顕在化・深刻化する前の段階から対策を講じることが必要ではないか。また、生活圏域を同一にする中心市及び近隣市町村で共同して、**圏域全体を対象に長期的な見通し**を作成することが考えられないか。
- 我が国で今後深刻化する人口減少や高齢者人口の増加等に的確に対応する観点から、長期的な見通しの**計画期間は概ね20年**とし、人口推計の更新の周期等に応じて原則として**5年程度で見直す**ことが考えられないか。
- 生活圏域を同一にする中心市及び近隣市町村は、生活圏域単位での行政サービスの提供体制を確保するため、共同して、長期的な見通しに基づく**圏域単位での行政運営に関する「基本方針」や「基本構想」**を作成・策定する必要があるのではないか。
- 「基本方針」や「基本構想」には、連携の実効性を確保するため、行政分野・課題ごとに**連携の枠組みを規定**することが考えられないか。

長期的な見通しに記載する事項(イメージ)

- 人口構造の推移
 - 財政の現況及び将来見通し
 - 自治体職員数(**専門職員の育成・確保**状況等)の将来予測
 - **公共施設**の現況及び将来見通し
 - 主要産業の動向
- ※さらに、市町村の判断により、住民生活に密接に関連する事項について記載(以下は例)。
- 都市的施設(病院、金融機関、福祉施設等)の立地状況及び人口構造の変化に伴う推移予想
 - 介護分野における需給推計
 - 保育・教育分野における需給推計 等

基本方針や基本構想に記載する連携に関する事項(イメージ)

- 第〇条 地域の公共交通網に関する計画については、圏域市町村で構成する計画作成協議会において作成するものとする。
- 第〇条 医療機関、教育機関、大型運動施設等高次都市機能に関する圏域市町村間の役割分担については、圏域市町村で構成する連絡調整協議会において、協議するものとする。
- 第〇条 介護認定審査については、介護認定審査会を共同設置することにより、これを処理するものとする。
- 第〇条 各行政分野における専門職員については、合同研修の開催等による共同育成に努めるとともに、中心市からの職員派遣や職員相互の交流を図るものとする。

圏域単位で企画・処理する事務・施策の類型（案）

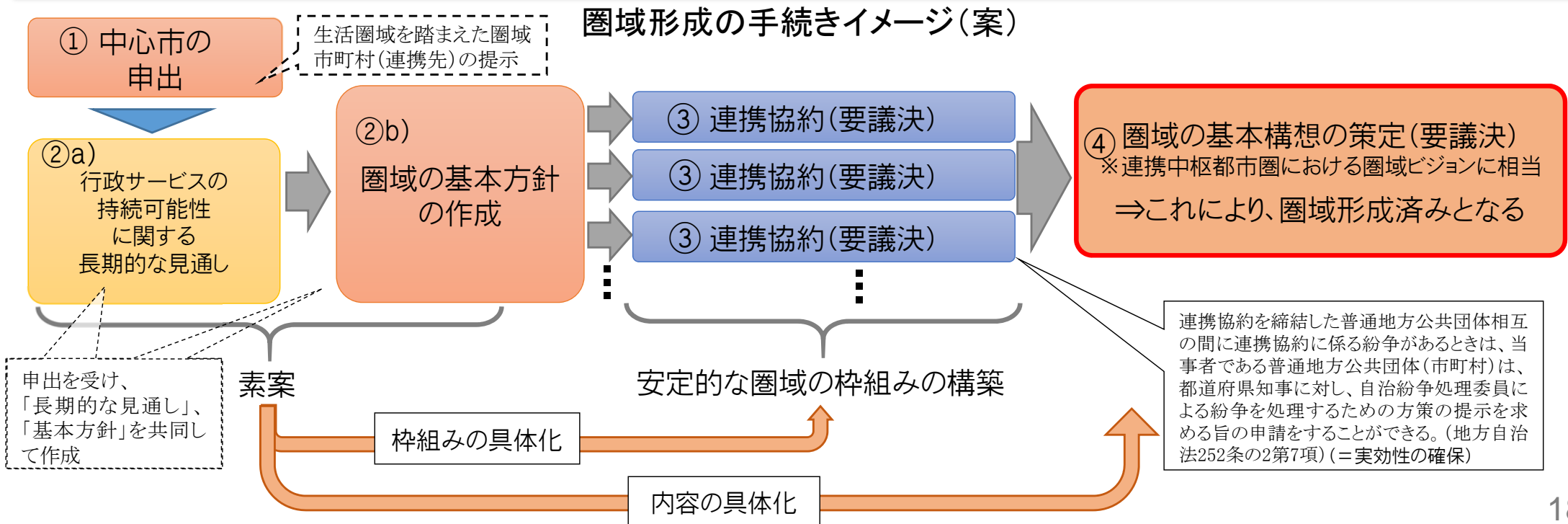
- 圏域において、圏域単位で企画・処理することが必要な（又は望ましい）事務・施策としては、以下のように類型化できないか。圏域の基本構想についても、このような視点に基づいて作成すること考えられるのではないか。

類型		想定される事務・施策（例）
① i	市町村の区域を越える事業活動に対して関与を行うもの	地域公共交通網の維持・活性化／鳥獣被害対策／防災計画・応急対応／圏域単位での産業政策 等
① ii	市町村の区域を越えて存在する資源を活用しようとするもの	地場製品のブランド化／地域全体の振興／在宅医療・介護の資源把握・活用 等
②	複数市町村で協調して社会的ジレンマに対処するもの （必ずしも市町村の区域を越えない場合でも、協調することで効果がより発揮されるもの）	都市のコンパクト化／公共施設の再編 等
③	複数市町村で経営資源を共有／相互利用するもの （共有／相互利用することで低廉化や高度化・効率化を図るもの）	公共施設の維持管理／専門人材の育成・確保 等

- 圏域（又は都道府県による補完・支援）を前提とすると、市町村の事務執行能力に差があるために「努力義務」とされている事務についても、今後は市町村の事務として配分することが考えられるのではないか。
- なお、①～③の事務・施策の多くは、各行政分野の法令によって規律されているため、圏域を単位とした事務・施策の実施には、地方自治制度に「圏域」を位置づけることに加え、各行政分野の法令において必要な対応を講じる必要があるのではないか。
- 一方で、法令に基づかない事務・施策であっても、必要に応じて、国からの技術的助言などによって、圏域を単位とした事務・施策の実施を推進する必要があるか。

圏域形成の手続きの基本イメージ（案）

- 圏域を構成する市町村は、行政サービスの継続的な提供、地域の活力の維持という共通の目的を達成するために、圏域全体での長期的な見通しの共有や、利害調整、行政基盤（行政運営体制）の整備を行う。
- こうした圏域における取組は、将来わたくし安定的に、また実効性のある形で推進していく必要があることから、現行の連携中枢都市圏の形成手続きも参考に、以下の流れにより形成することとしてはどうか。
 - ① 圏域の中心市になろうとする市は、生活圏域を同一にする市町村に中心市となる旨の申出をする
 - ② 中心市と①の申出を受けた関係市町村が共同で、a)行政サービスの提供体制に関する長期的な見通しと、b)圏域単位での行政運営に関する基本的な方針を定めた「基本方針」を作成し、
 - ③ 「基本方針」に基づいて、中心市が関係市町村との間で連携に関する基本的な方向性等を定めた連携協約を締結する（＝連携協約の協議については議会の議決が必要（地方自治法第252条の2第3項））
 - ④ 連携協約を締結した全ての市町村（以下「連携市町村」という。）は、共同で、行政分野・課題ごとに連携の枠組みを規定した圏域の「基本構想」を作成する。
- この手続きにおいて、中心市は、連携市町村と相互に協力しながら、圏域全体の利益に配慮して、圏域内で顕在化する共通課題に対して、圏域を代表して対応する責務を負うことを明らかにすべきではないか。



市町村間連携における都道府県の関わり方の考え方

- 都道府県の関わり方としては、都道府県の区域内の住民に対して行政サービスを漏れなく提供する観点から、生活圏域を踏まえ、予め都道府県が連携の枠組みを策定し、その枠組みに基づいて市町村が連携を検討する方法(パターン①)や、市町村の主体性を重視する観点から、まずは市町村が自主的に連携を検討した上で、連携が行われない市町村について、都道府県が連携の枠組みを検討・策定する方法(パターン②)が考えられるのではないか。

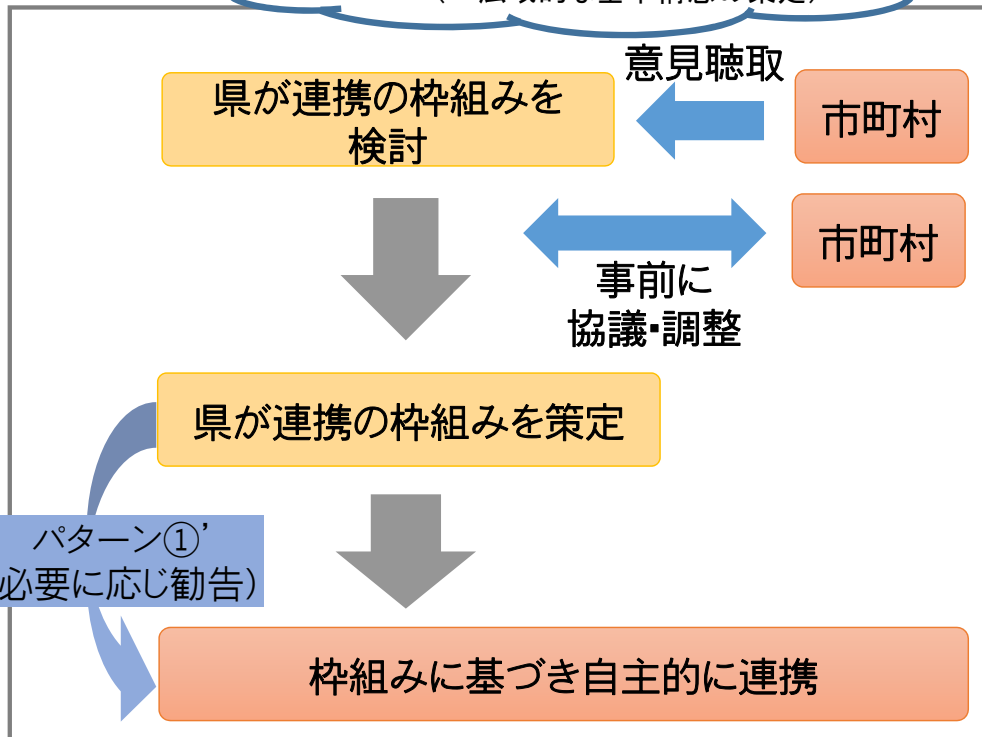
いずれにしても、市町村の判断に基づいて圏域の形成が行われる点では同じである。既に連携中枢都市圏などが自主的に形成されている現状を踏まえると、②がより現実的であると考えられないか。

- いずれの方法についても、円滑かつ適切な市町村間連携を促し、持続可能な行政サービス提供体制を確実に構築していくためには、連携の実施について都道府県が市町村に対して必要に応じて勧告することのできる制度を設けることも考えられるか(パターン①'、②')。

※勧告できるとする規定の例:適正規模勧告(地方自治法第8条の2第1項)、連携協約締結の勧告(同法第252条の2第5項)

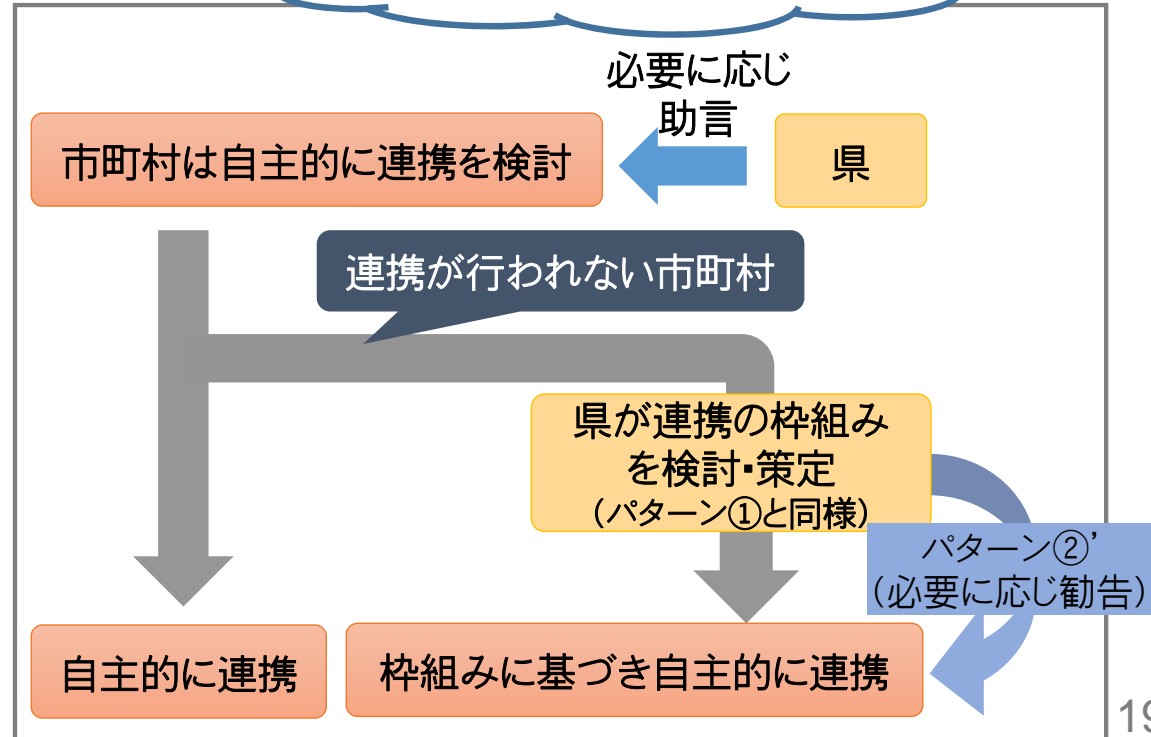
パターン①

公共施設や人材などの中長期的な見通しの見える化
(⇒広域的な基本構想の策定)



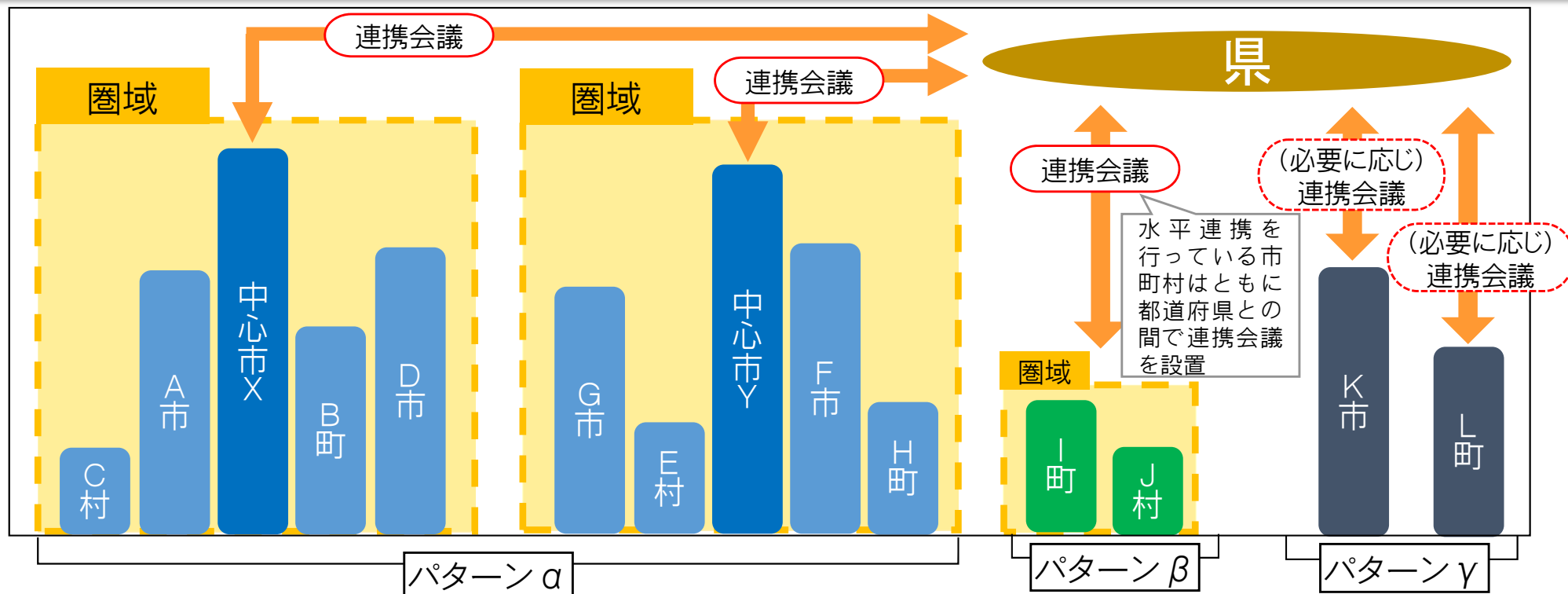
パターン②

公共施設や人材などの中長期的な見通しの見える化
(⇒広域的な基本構想の策定)



都道府県と圏域等の役割分担の調整（連携会議）（案）

- 人口構造の変化等が生じる中で、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、都道府県及び区域内の市町村が有する経営資源をより効果的かつ効率的に活用する必要がある。特に、都道府県は、水平補完が困難な市町村に対して、その経営資源を重点的に配分することが求められる。
- そこで、経営資源が全体として有限である中でも、必要な行政サービスを維持できるように、都道府県と圏域（特に中心市）が事務の処理について必要な協議を行う場として連携会議を設けることが考えられないか（パターンα）。
- 市町村間連携によって持続可能な形で行政サービスを提供することが困難な市町村についても、まずは市町村間連携を進めた上で、連携を行ってもなお提供できない行政サービスを確保するために、連携を行っている市町村が合同して都道府県との間で連携会議を設けることが考えられないか（パターンβ）。
- また、圏域を形成することが難しい市町村についても、必要に応じて都道府県との間で「連携会議」を設けることが考えられないか（パターンγ）。
- 都道府県をまたぐ圏域については、まずは中心市の所属する都道府県との間で「連携会議」を設けることとすべきか。その際、連携市町村を包括する他の都道府県にも関与を求めるべきか。



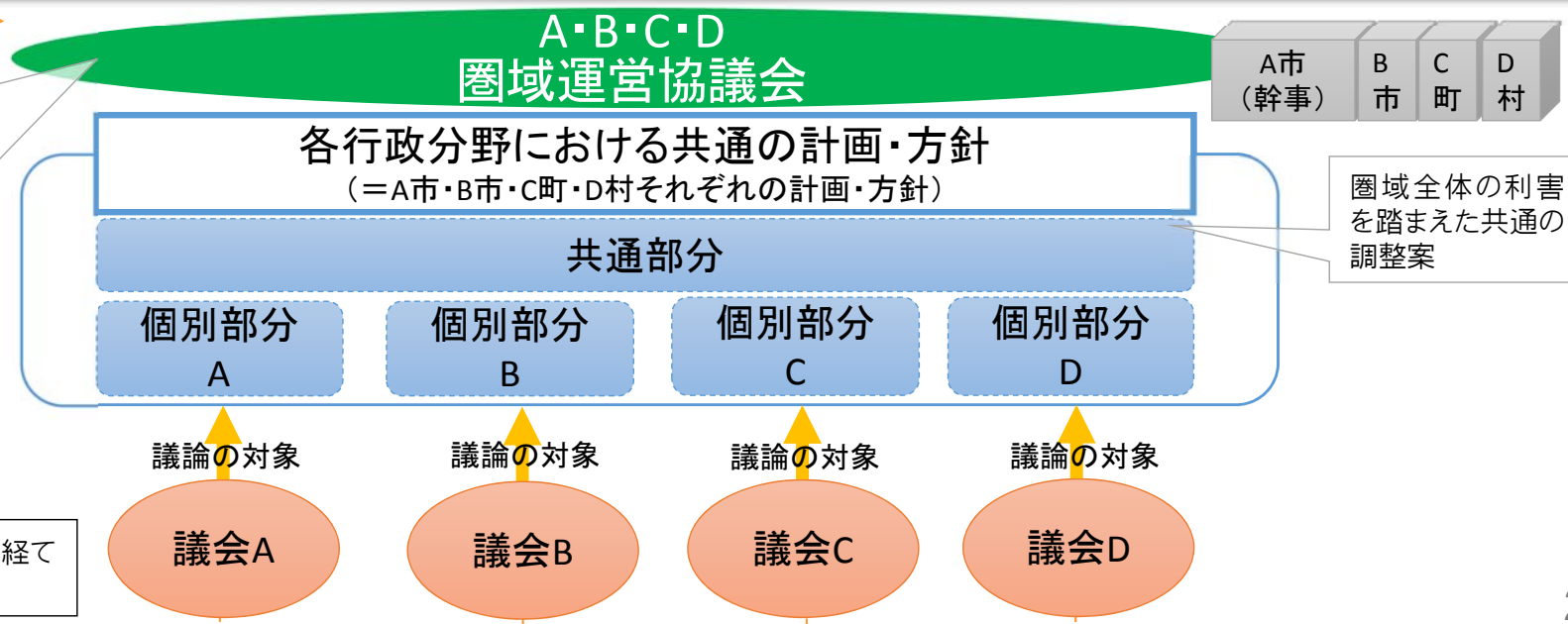
圏域における連携手法に関する調整方法（案）

- 圏域を構成する市町村は、共同して、①空間管理(土地利用)などに関する広域的な調整・役割分担、②行政サービスの確保に向けた行政運営体制の構築を行う必要がある。
- 上記の連携を推進するための組織(いわば、圏域運営の企画・立案の指令塔)として、圏域を構成する市町村により、地方自治法(第252条の3等)に基づき、「圏域運営協議会」を設置することが考えられる。その際には、規約により「中心市の長をもって会長に充てる」とすることも可能である。また、現行の地方自治法上、協議会の委員については、構成市町村の職員(首長、副首長を含む。)から選任することとなる。
 なお、有識者や構成市町村の議会の議員を「圏域運営協議会」の委員とすることができるようにするためには、地方自治法の特例を設ける必要がある。
- 「圏域運営協議会」において、圏域全体で行政サービスを維持・提供していくため、行政分野・課題ごとに、事務の委託や事務の代替執行等の連携手法の中からどの手法を用いるかについて定めた圏域の「基本構想」を、圏域内の各市町村の議会の議決を経て策定することが考えられる。
- 人口減少下においても生活関連サービスを確保するためには、サービスの担い手として、公(行政)のみならず、住民団体、NP〇、企業といった共・私が果たす役割も重要であることから、共・私の意見を聴取するための場を「圏域運営協議会」とは別途、設けることが考えられるのではないか。
- 各行政分野で想定している利害調整や紛争解決のための機関を共同で設置することなども考えられる。

○協議会の委員については、規約の定めるところにより関係普通地方公共団体の職員(首長、副首長を含む)から選任(地方自治法第252条の3第2項等参照)。

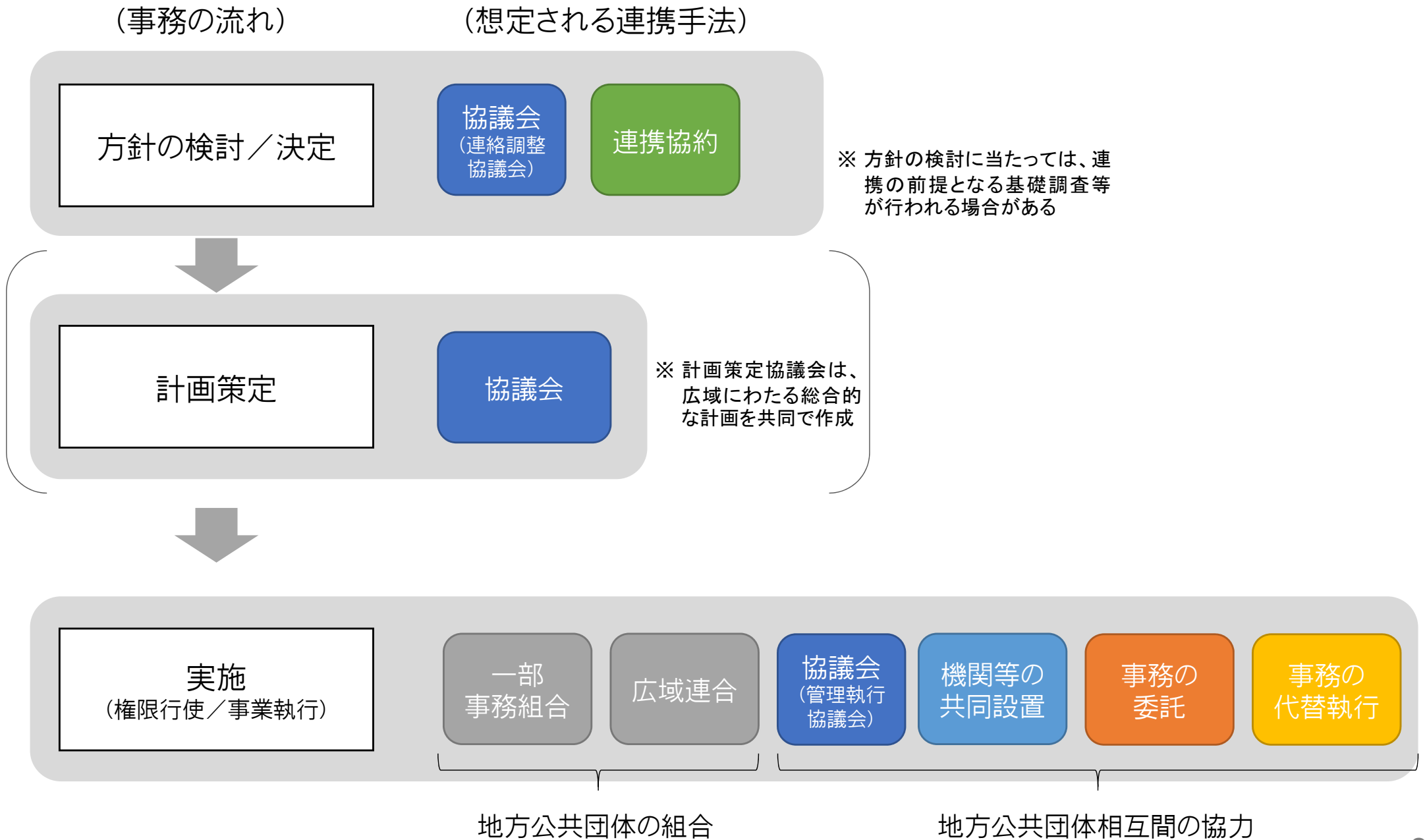
○なお、参考として、市町村の合併の特例に関する法律においては、合併協議会の委員について、地方自治法第252条の3第2項の特例として、規約の定めるところにより有識者や関係普通地方公共団体の議会の議員を委員に選任することができる旨の規定を設けている(市町村の合併の特例に関する法律第3条3項、5項)。

議会の議決を経て設置

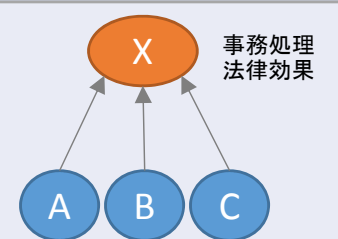
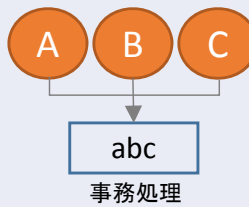
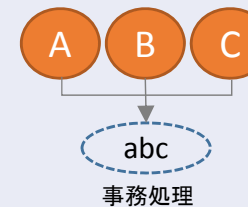
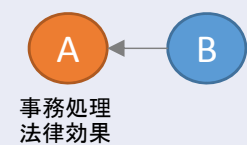
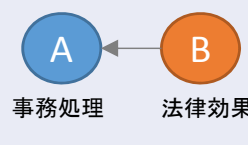
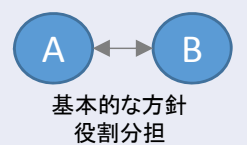


參考資料

広域連携手法と行政事務の流れ（イメージ）



広域連携制度の比較①

	一部事務 組合	広域連合	機関等の 共同設置	協議会 (管理執行)	事務の委託	事務の 代替執行	連携協約
位置づけ	地方公共団体の組合		地方公共団体相互間の協力				
連携 イメージ							
組織	独立した法人格あり		法人格をもたない				
			構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 する	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 しない	受託団体が 事務を処理	一方の団体(A) が他方の団体 (B)の事務を 処理	—
法律 効果 の帰属 (括弧内は条 文を要約)	一部事務 組合に 帰属	広域連合 に帰属	各構成団体 に帰属 (普通地方公共団体 は、共同して、内部組 織、委員会等を置くこ とができる)	各構成団体 に帰属 (普通地方公共団体 (又はその機関)が管 理し執行したものと しての効力を有する)	受託団体(A) に帰属 (普通地方公共団体の 事務の一部を、他の普 通地方公共団体に委 託して、管理し執行さ せることができる)	他方の団体 (B)に帰属 (普通地方公共団体は、 他の普通地方公共団 体の求めに応じて、当 該他の団体(又は執行機 関)の名において管理し 執行することができる)	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 首長を直接選挙できる 連合長に代えて理事会を置くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同一 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会固有の財産・職員を有しない 	<ul style="list-style-type: none"> 受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る 民法の代理に相当 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない) 双務契約に類似

広域連携制度の比較②

	一部事務組合	広域連合	機関等の 共同設置	協議会 (管理執行)	事務の 委託	事務の 代替執行	連携協約
当事者 (括弧内は地方自治法上の規定例)	複数の団体 (「構成団体は・・・」)		複数の団体 (「普通地方公共団体は・・・共同して・・・」)		1対1 (「普通地方公共団体は、・・・他の普通地方公共団体と・・・」)		
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)		①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)				
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)		①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)				
規約の変更等	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)						
紛争解決 方法の ビルトイン	<p style="text-align: center;">×</p> (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)		<p style="text-align: center;">×</p> (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)			<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる 当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、<u>当事者の受諾を要しない</u>) 	

※1) 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可
 ※2) 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出
 ※3) 連絡調整協議会の場合には、議決不要

参照条文

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(協議会の組織)

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

- ② 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。
- ③ 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

- ② 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。
- ③ 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。
- ④ 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。
- ⑤ 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(国、都道府県等の協力等)

第五十八条 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- ② 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③ 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- ④ 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- ⑤ 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ⑥ 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

合併協議会の組織図

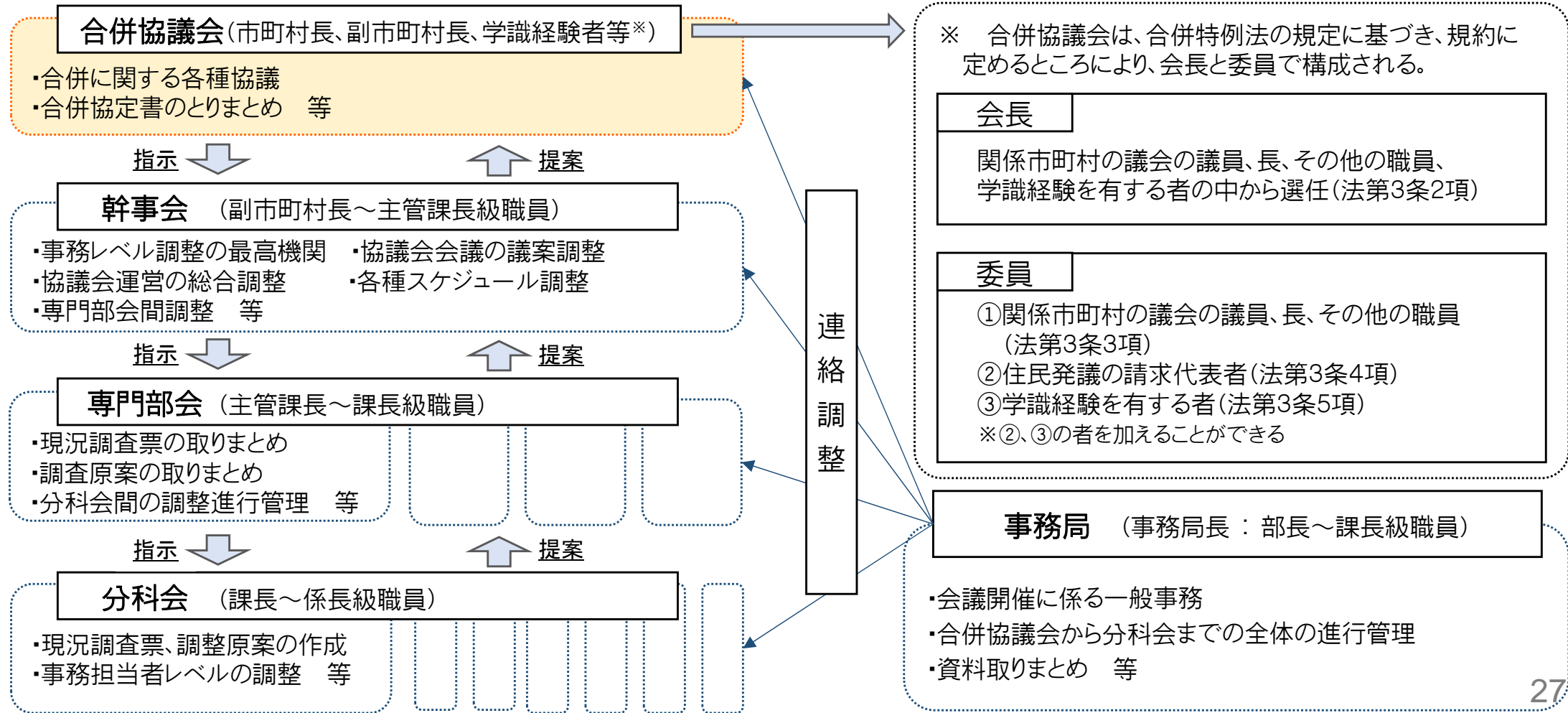
○ 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2～5 (略) (協議会の構成員に関する規定。以下の「会長」、「委員」のとおり。)

合併協議会の組織体系の例 (「合併協議会の運営の手引」(H13.8)を基に作成)



川口市・鳩ヶ谷市合併協議会

- 新市町村名：川口市
- 合併の方式：編入合併(鳩ヶ谷市を廃し、川口市に編入)
- 合併年月日：平成23年10月11日
- 協議会設置：平成22年9月24日(法定協議会)

【合併協議会 構成員(全27人)】

- (1) 会長：学識経験を有する者(大学教授)
- (2) 副会長：両市の市長
- (3) 両市の副市長
- (4) 両市の議会の議長
- (5) 両市の議会がそれぞれ選出する議員 8人
- (6) 両市の市長が協議して定める学識経験を有する者 10人
(地域の経済団体の代表、自治会等の住民団体の代表、県の職員等)
- (7) 両市の職員 2人

合併協議会(両市からの行政委員、議会委員、学識委員)

- ・両市の合併に関する協議に係る事務
- ・合併基本計画の作成に関する事務 等

【幹事会 構成員(全8人)】

- (1) 幹事長：川口市副市長
- (2) 副幹事長：鳩ヶ谷市副市長
- (3) 両市の企画担当部長
- (4) 両市の総務担当部長
- (5) 両市の議会事務局長

幹事会(両市の副市長、企画、総務、議会の部長級)

会長の指示を受け、協議会の会議に提案する事項の協議・調整

専門部会(両市の部長級)

幹事長の指示を受け、協議会の会議に提案する事項の協議・調整

【専門部会 構成員(全34人)】

- | | | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|
| ① 総務部会
(14人) | ② 福祉部会
(4人) | ③ 環境・経済部会
(3人) | ④ 教育部会
(3人) | ⑤ 建設部会
(6人) | ⑥ 議会・選挙部会
(4人) |
|-----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|

分科会(両市の課長級)

専門部会の行政分野をさらに細分化して協議・調整

【分科会(全30分科会)】

- | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| 12分科会 | 6分科会 | 3分科会 | 2分科会 | 5分科会 | 2分科会 |
|-------|------|------|------|------|------|

事務局

協議会の運営、会議開催に関する庶務 等

栃木市・岩舟町合併協議会

- 新市町村名：栃木市
- 合併の方式：編入合併(岩舟町を廃し、栃木市に編入)
- 合併年月日：平成26年4月5日
- 協議会設置：平成23年4月8日(法定協議会)

合併協議会(両市町の行政委員、議会委員、学識委員)

- ・両市町の合併に関する協議に係る事務
- ・合併基本計画の作成に関する事務 等

指示 ↓

↑ 提案

幹事会(両市町の副市町長、企画、総務の部長～課長級)

- ・事務レベル調整の最高機関
- ・協議会会議の議案調整
- ・協議会運営の総合調整
- ・各種スケジュール調整
- ・専門部会調整 等

指示 ↓

↑ 提案

専門部会(両市町の部長～課長級)

- ・現況調書の取りまとめ
- ・調整原案の取りまとめ、調整案作成
- ・分科会間の調整進行管理 等

指示 ↓

↑ 提案

分科会(両市町の係長～係員級)

- ・現況調書の作成、調整原案の作成
- ・事務担当者レベルの調整 等

事務局

総務計画班

基本計画策定事務、協議会開催の庶務、予算、会計等

事務調整班

各分科会の補助等(様式作成、資料収集等)

【合併協議会 構成員(全24人)】

- (1) 会長：栃木市長
- (2) 副会長：岩舟町長
- (3) 両市町の副市町長
- (4) 両市町の議会の議長及び副議長
- (5) 両市町の議会の議長が指名する議員 4人
- (6) 両市町の教育委員会の教育長
- (7) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 10人
(地域の経済団体の代表、自治会等の住民団体の代表等)
- (オブザーバー) 県の職員、学識経験を有する者(大学教授) 2人

【幹事会 構成員(全6人)】

- (1) 幹事長：栃木市副市長
- (2) 副幹事長：岩舟町副町長
- (3) 栃木市の総合政策部長、岩舟町の企画課長
- (4) 栃木市の総務部長、岩舟町の総務課長

【専門部会 (全8部会)】

- | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| ①
部会
総合政策 | ②
部会
消防・
総務・
理財 | ③
部会
生活
環境 | ④
部会
保健
福祉 | ⑤
部会
産業
振興 | ⑥
部会
都市
建設 | ⑦
部会
上下
水道 | ⑧
部会
教育
部会 |
|-----------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|

【分科会 (全34分科会)】

- | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 5
分科会 | 9
分科会 | 4
分科会 | 4
分科会 | 3
分科会 | 4
分科会 | 2
分科会 | 3
分科会 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|

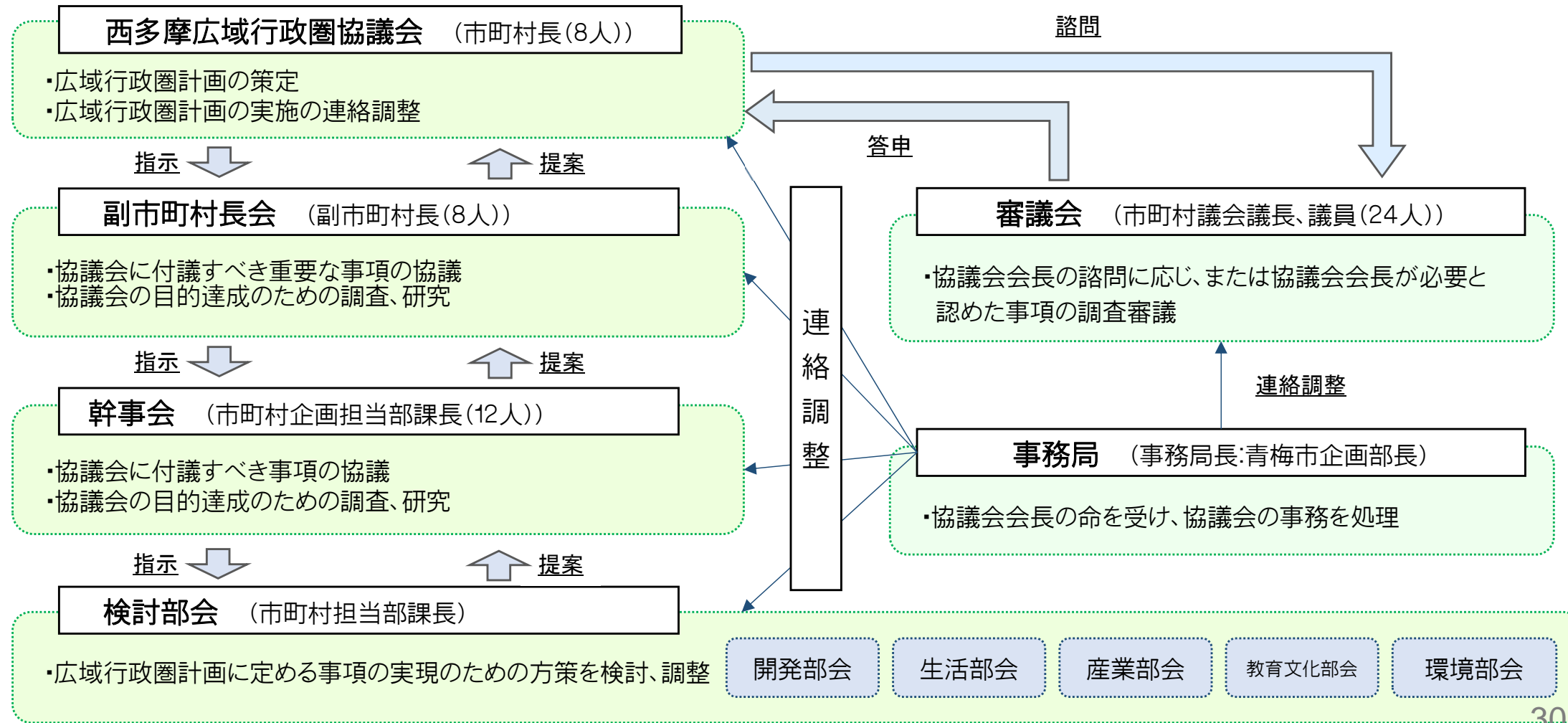
計画作成協議会の組織の例（西多摩地域広域行政圏協議会）

【設立】昭和58年7月1日

【圏域設定】昭和58年12月1日 ※自治大臣と協議の上、東京都知事が設定。

【目的】西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整

【構成団体】青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町



新生公立鳥取環境大学運営協議会

新生公立鳥取環境大学運営協議会

【構成団体】

鳥取県、鳥取市

【協議会の概要】

- 地方自治法第252条の2の2に基づく管理執行・連絡調整協議会
- 平成23年12月設立

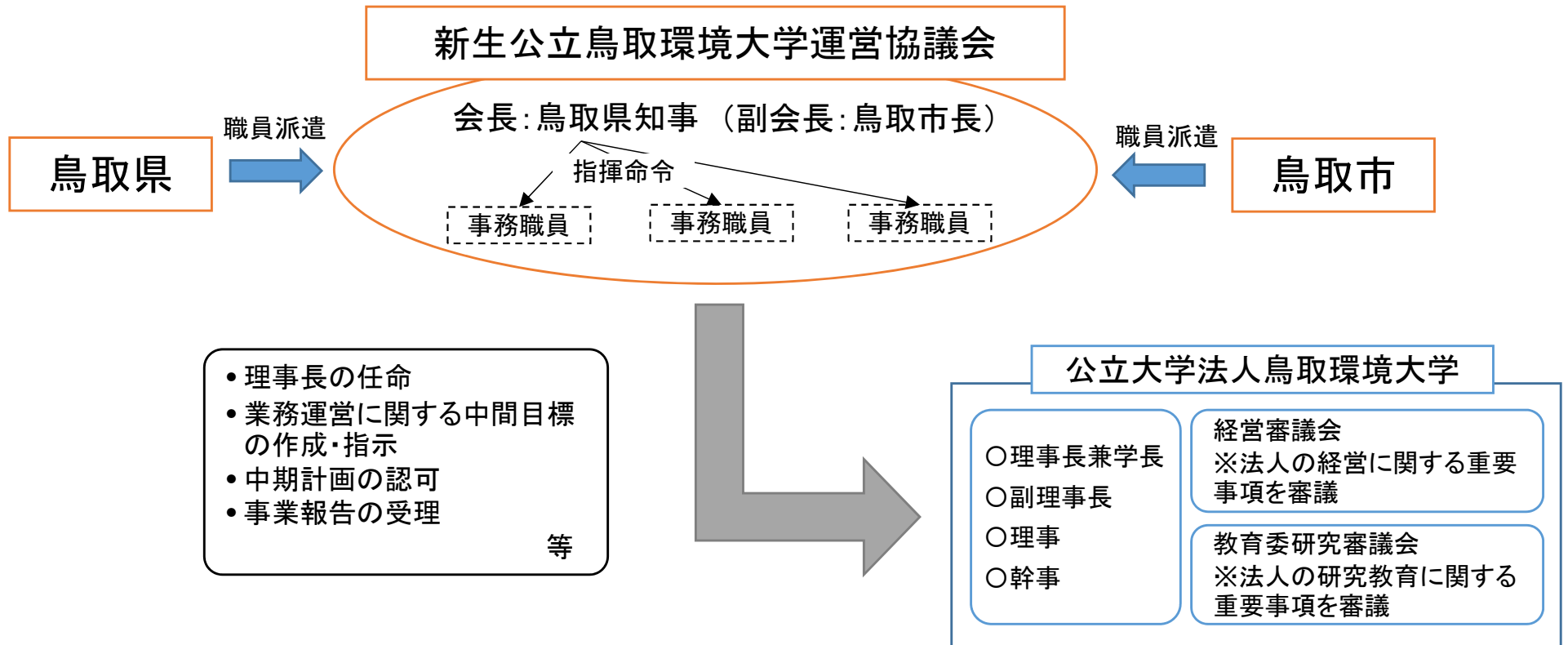
【事務内容】

○管理・執行

大学運営に係る重要な意思決定、大学代表者との協議、大学経営・運営上の指導・監督など、地方独立行政法人法に基づいて設立団体が行うこととされている事務

○連絡・調整

管理・執行に関する相互の連絡・調整



公立大学大阪運営協議会

公立大学大阪運営協議会

【構成団体】

大阪府、大阪市

【協議会の概要】

- 地方自治法第252条の2の2に基づく管理執行・連絡調整協議会
- 平成30年2月設立

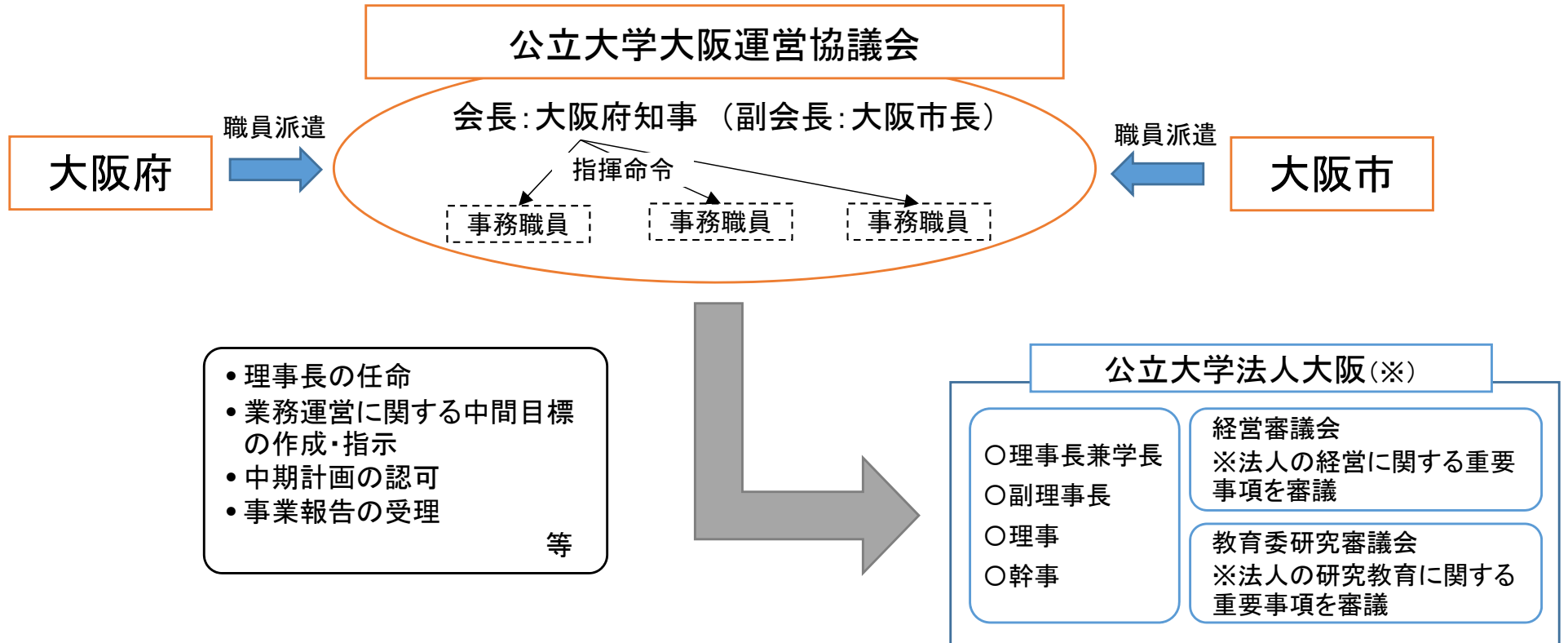
【事務内容】

○管理・執行

大学運営に係る重要な意思決定、大学代表者との協議、大学経営・運営上の指導・監督など、地方独立行政法人法に基づいて設立団体が行うこととされている事務

○連絡・調整

管理・執行に関する相互の連絡・調整



上伊那圏域水道水質管理協議会

上伊那圏域水道水質管理協議会

【構成団体】

伊那市、駒ヶ根市、辰野市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、上伊那広域水道用水企業団(※)

※構成団体:長野県、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村

【協議会の概要】

- 地方自治法第252条の2の2に基づく管理執行協議会
- 平成3年4月設立

【事務内容】

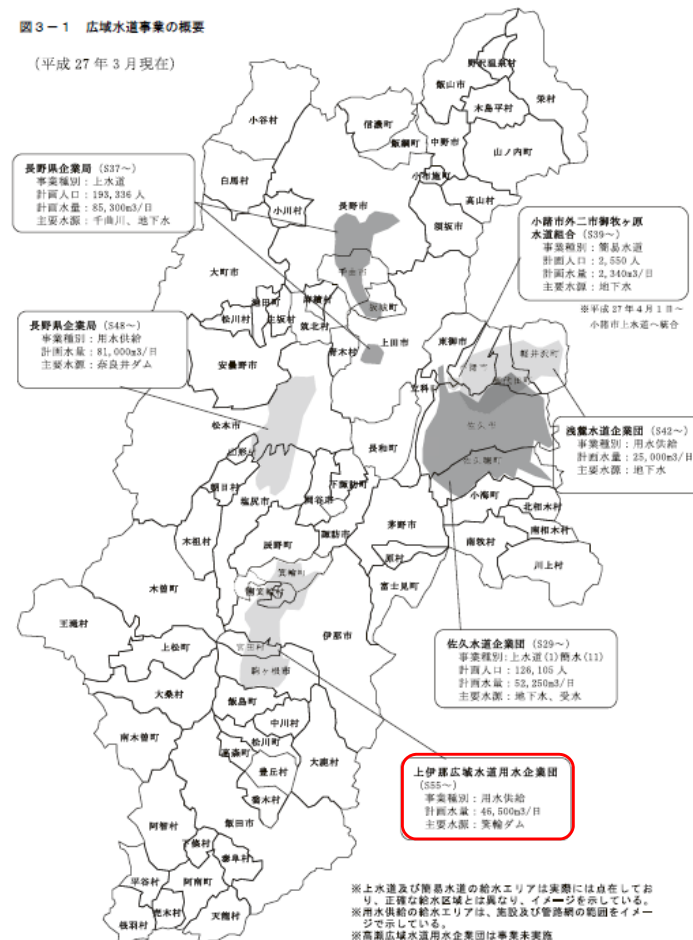
- 定期及び臨時の水質検査
- 原水、浄水工程の水質検査及び水質にかかる調査研究
- 水質汚染事項に対する防止活動及び連絡、通報システムの確立
- その他水質管理に関し必要なこと

設立に至る経緯

- ✓ 昭和55年3月に長野県が「上伊那圏域広域的水道整備計画」を策定。
- ✓ 同計画内で、圏域内全公営事業者による水質管理や維持管理の共同化に取り組み、最終的には圏域内1水道へ統合することとされ、昭和55年4月に用水供給事業を行う「上伊那広域水道用水企業団」が設立される。
- ✓ 圏域内1水道については、事業者間での施設の設計、規模、維持管理体制、料金体系の差が大きいことから、実現には至らなかった。
- ✓ 一方、水質検査については、平成3年4月に、圏域10市町村(合併により現在は8市町村)と上伊那広域水道用水企業団が共同で水質管理センターを設置・運営することとなり、「上伊那圏域水道水質管理協議会」が設立された。

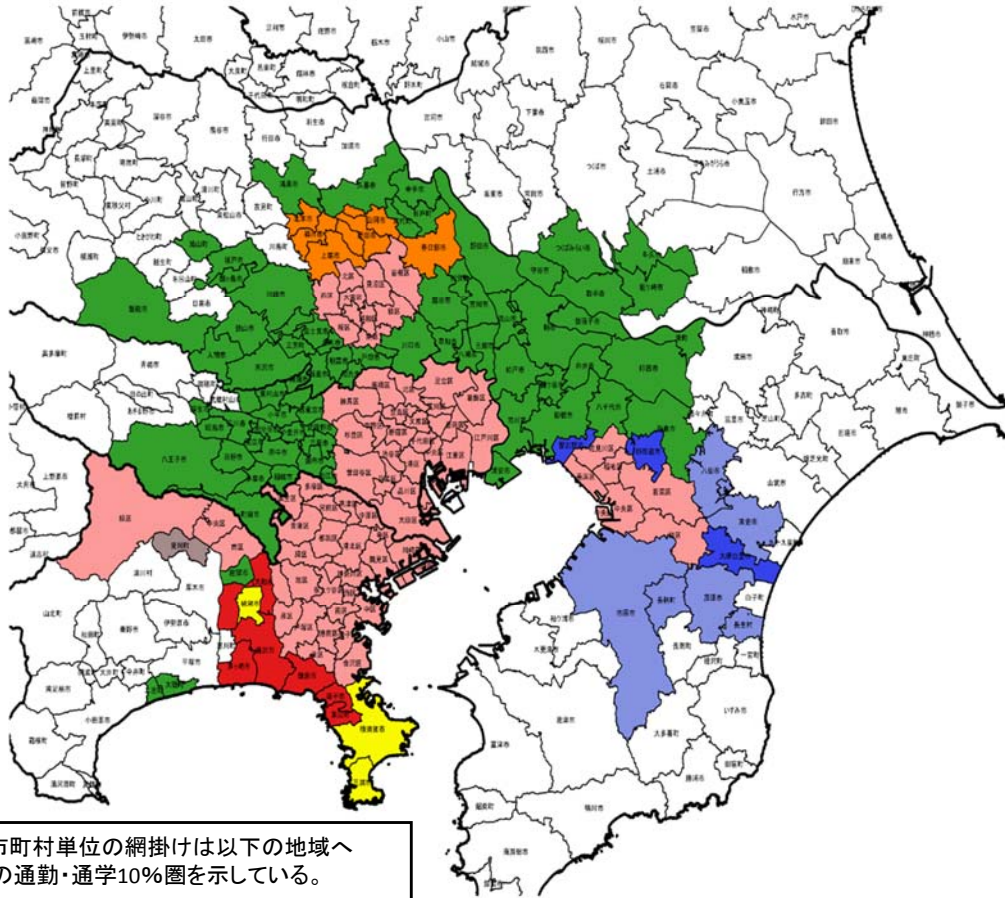
図3-1 広域水道事業の概要

(平成27年3月現在)



東京圏における通勤・通学10%圏、DID地区

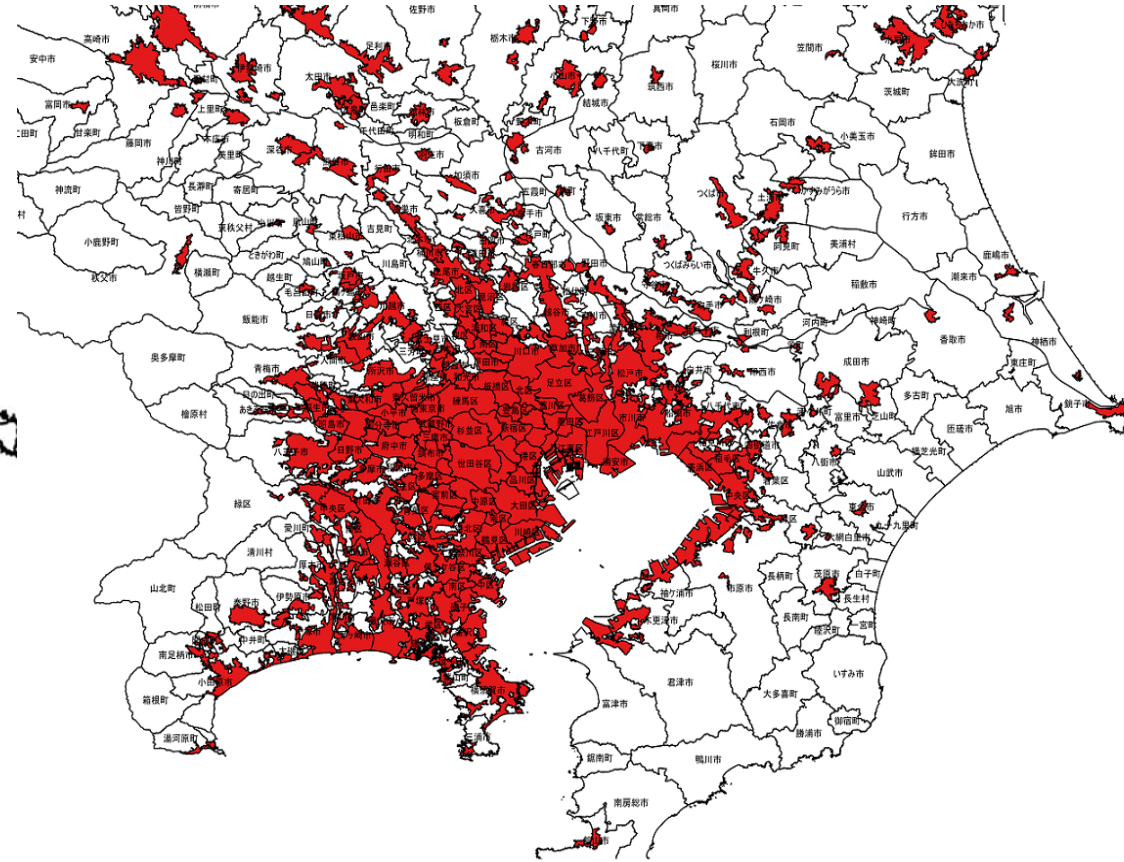
通勤・通学10%圏



凡例：市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤・通学10%圏を示している。

- 東京23区
- 千葉市
- 横浜市
- 相模原市
- 千葉市及び東京23区
- 横浜市及び東京23区
- さいたま市及び東京23区

DID地区



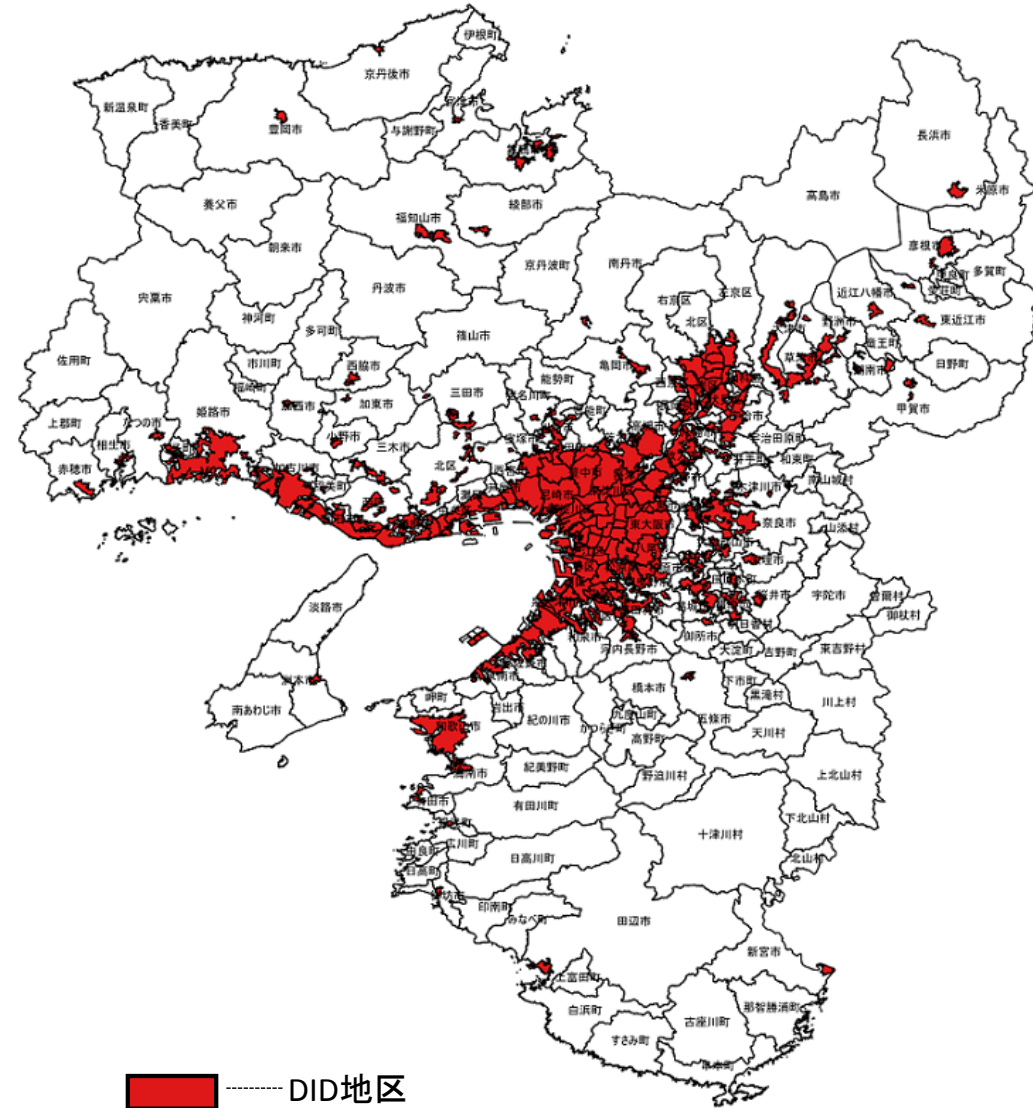
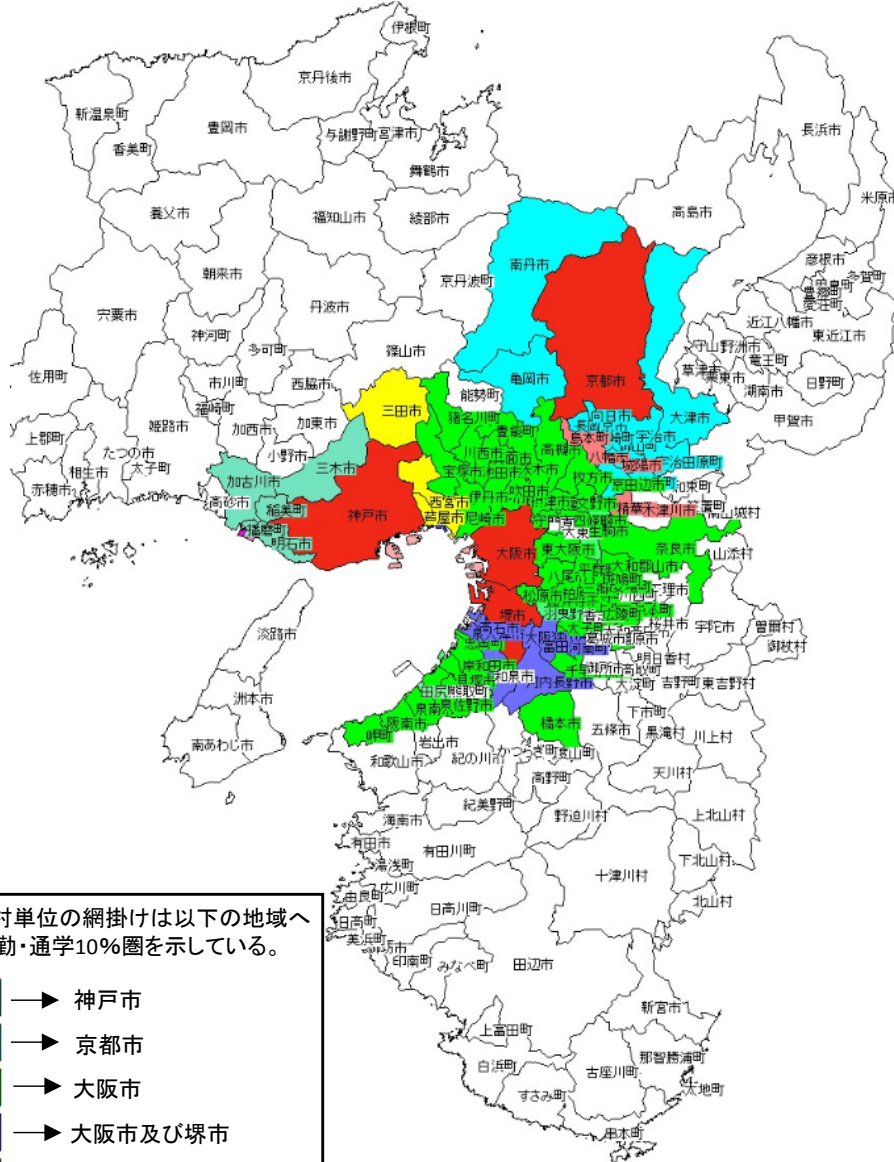
----- DID地区

出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」より作成

関西圏における通勤・通学10%圏、DID地区

通勤・通学10%圏

DID地区



凡例：市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤・通学10%圏を示している。

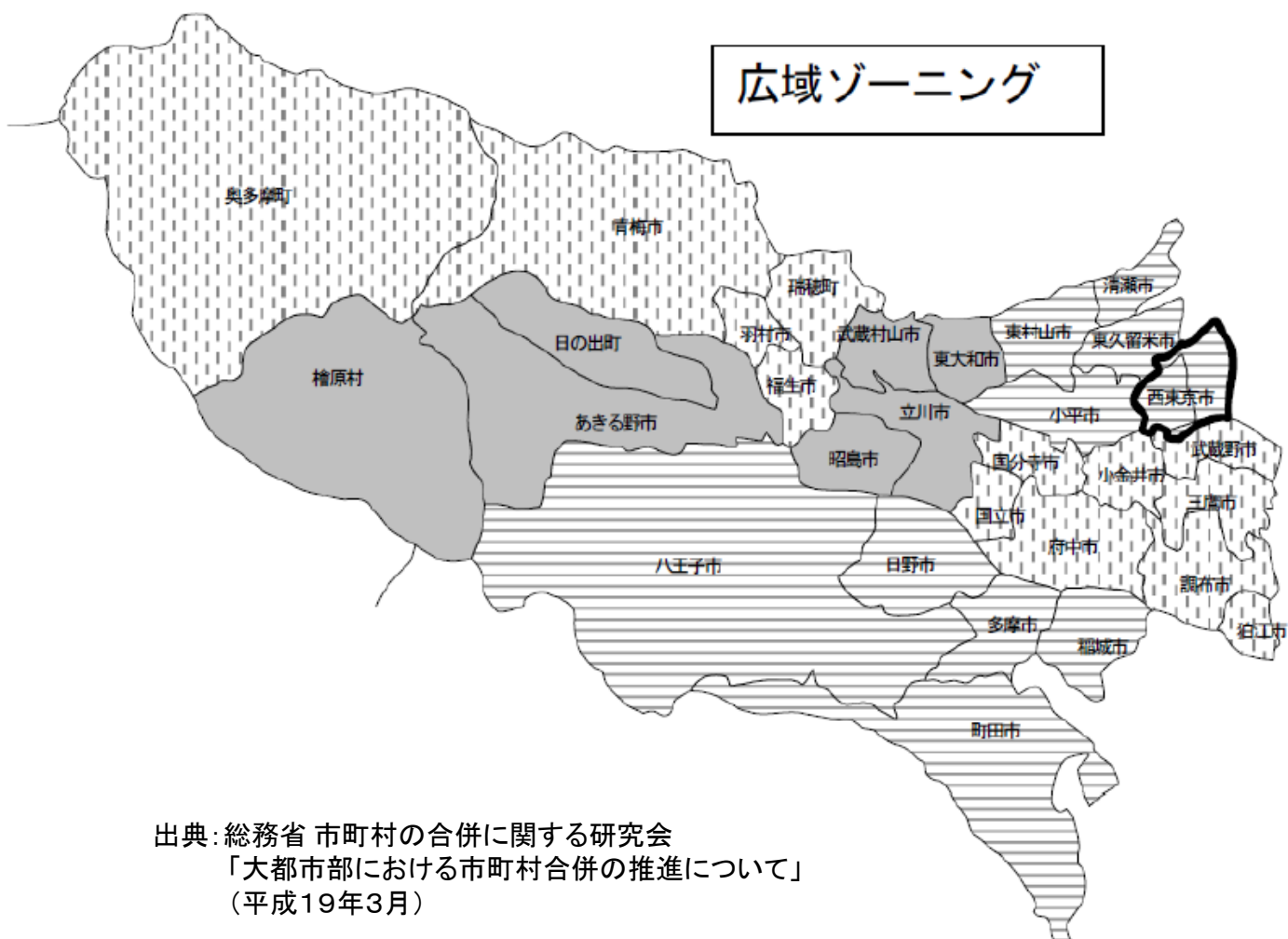
- 神戸市
- 京都市
- 大阪市
- 大阪市及び堺市
- 神戸市及び大阪市
- 京都市及び大阪市

東京都

「市町村合併に関する検討指針」(平成13年1月)における、「都内市町村のゾーニング」

■ 広域ゾーニング(6ゾーン)

	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)
1	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市	1,109,732	115.45
2	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	683,033	76.59
3	立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市	414,420	70.62
4	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	1,296,599	324.53
5	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町	299,165	365.87
6	あきる野市、日の出町、檜原村	98,245	206.84

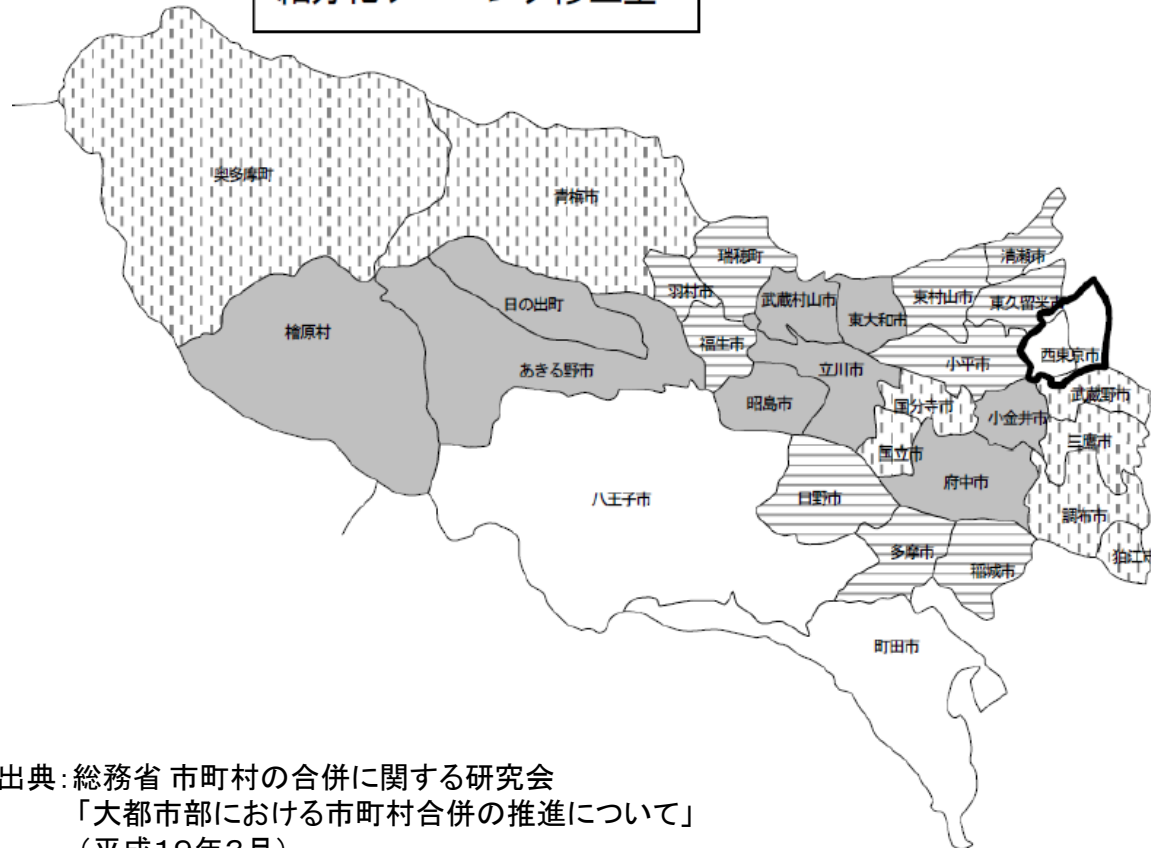


■ 細分化ゾーニング修正型 (11 ゾーン)

※細分化ゾーニング(12 ゾーン) から、人口 30 万人を超える八王子市と町田市を除いたゾーニング

	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)
1	武蔵野市、三鷹市	307,376	27.23
2	府中市、小金井市	338,434	40.67
3	国分寺市、国立市	183,473	19.63
4	調布市、狛江市	280,449	27.92
5	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市	502,153	60.74
6	西東京市(田無市、保谷市)	180,880	15.85
7	立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市	414,420	70.62
8	日野市、多摩市、稲城市	383,053	66.58
9	青梅市、奥多摩町	148,882	328.89
10	福生市、羽村市、瑞穂町	150,283	36.98
11	あきる野市、日の出町、檜原村	98,245	206.84

細分化ゾーニング修正型



出典:総務省 市町村の合併に関する研究会
「大都市部における市町村合併の推進について」
(平成19年3月)

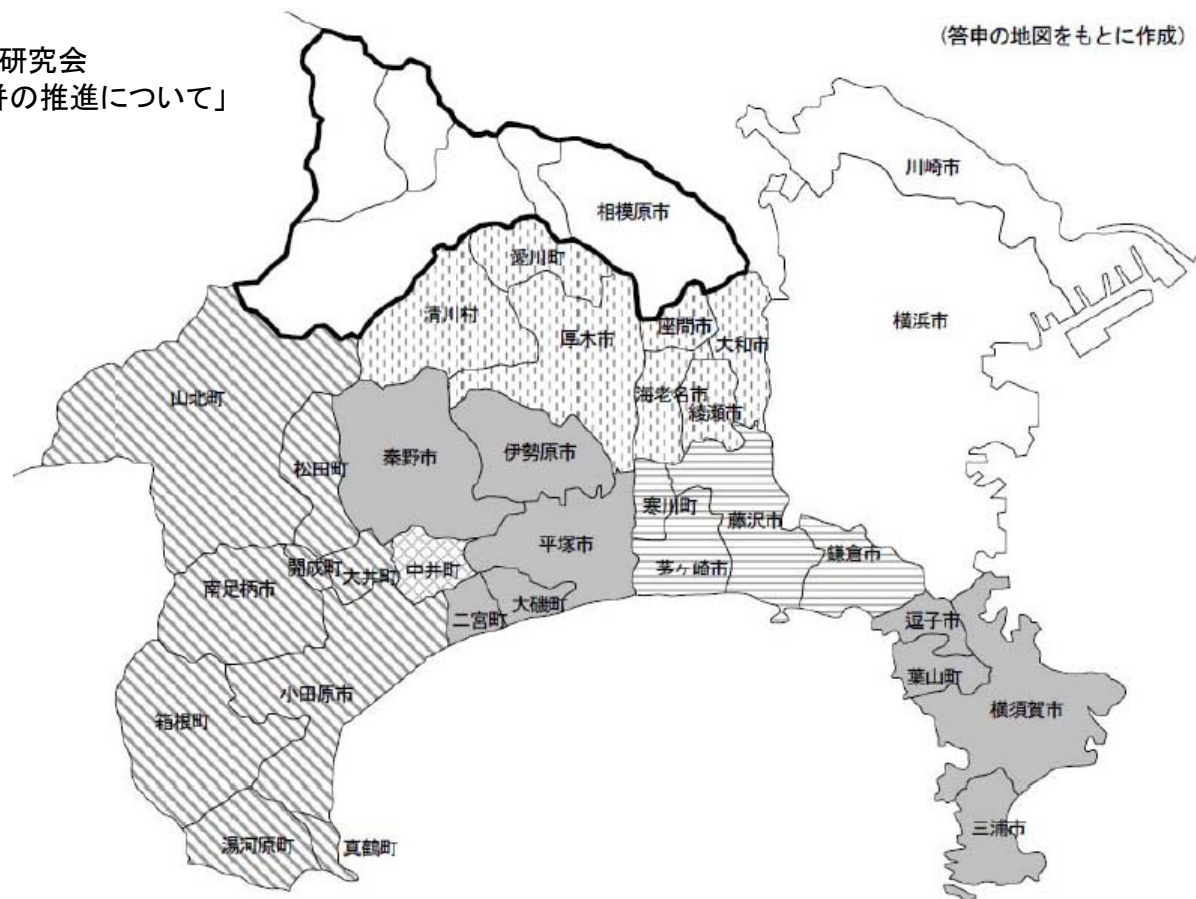
神奈川県

県審議会答申「神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取り組みについて」（平成18年11月）における「圏域（市町村の組合せ検討の基礎）」

	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)
1	相模原市、城山町、藤野町	701,630	328.84
2	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	361,105	635.29
3	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	565,603	167.36
4	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	822,880	292.81
	(厚木市、愛川町、清川村)	267,955	199.41
	(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	554,925	93.40
5	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町	600,864	273.34
6	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	843,049	158.29

注) 中井町は「2」と「5」の圏域に重複して位置付けています。

出典:総務省 市町村の合併に関する研究会
「大都市部における市町村合併の推進について」
(平成19年3月)



「埼玉県市町村合併推進構想」(平成18年3月)における「構想対象市町村の組合せ」

市町村名	人口(人)	面積(km ²)
川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市 (川口市、鳩ヶ谷市)	724,976	85.24
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	520,128	172.94
川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町 (毛呂山町、越生町、鳩山町)	593,888	309.76
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	781,233	406.43
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	665,502	110.95
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	200,883	316.91
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町	1,085,390	249.74
加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、葛蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町 (久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、葛蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町)	574,005	406.47
熊谷市、行田市、深谷市、江南町、寄居町	476,997	429.00
熊谷市、江南町	204,676	159.88
本庄市、美里町、神川町、上里町	139,823	199.82
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	114,595	892.5

人口は平成17年国勢調査速報値、面積は平成12年国勢調査による

※ () 内の組合せは、合併に向けた動きが見られる地域等、各組合せのうち、優先して取り組むことが適当と考えられる組合せを示しています。

<参考>



出典:総務省 市町村の合併に関する研究会
「大都市部における市町村合併の推進について」
(平成19年3月)

「千葉県市町村合併推進構想」(平成18年12月)における「構想対象市町村の組合せ」

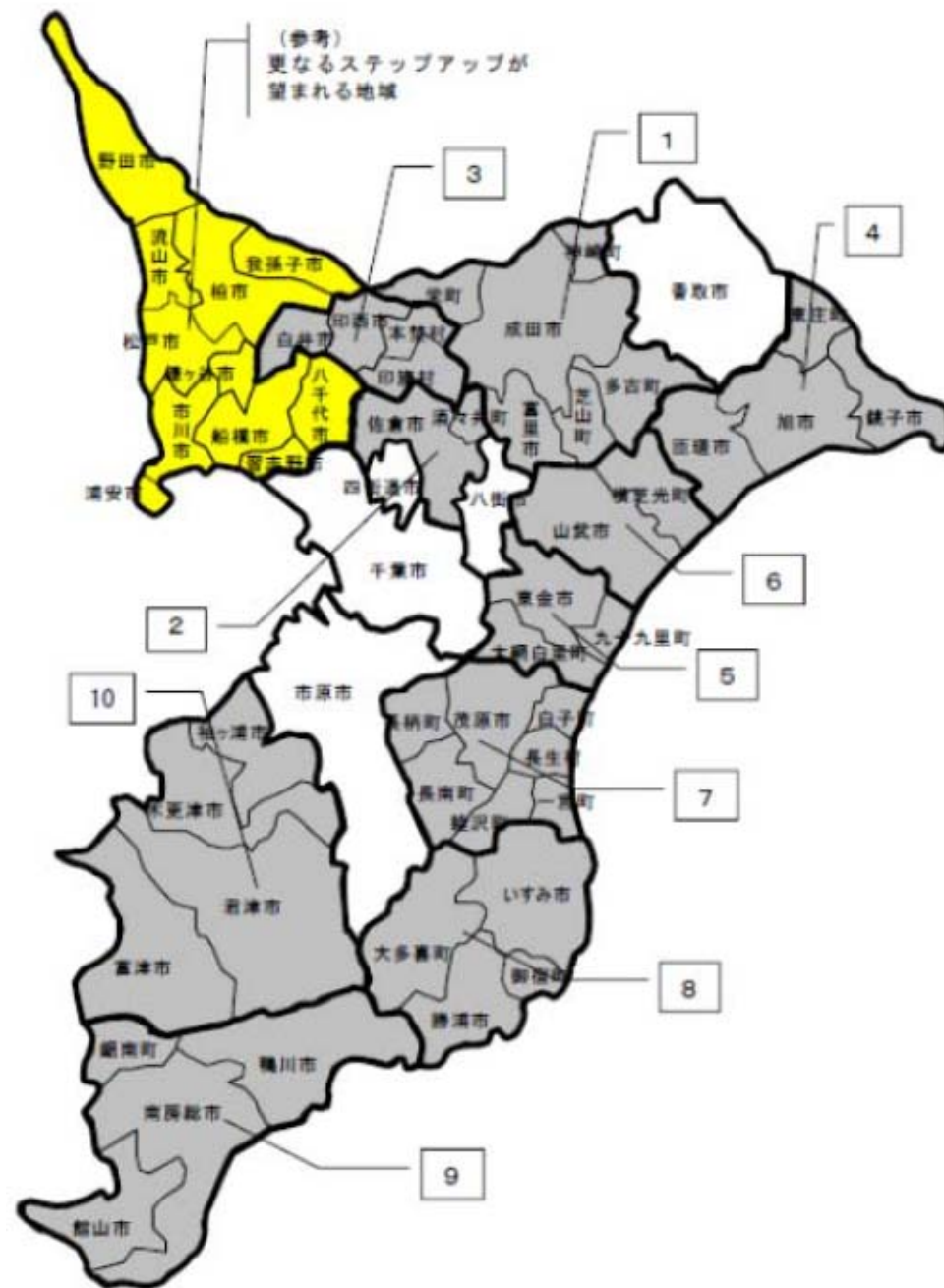
(千葉県構想記載の表を一部簡略化)

	構想対象市町村名	人口(人)	高齢化率	面積(km ²)
1	成田市、富里市、栄町、神崎町、多古町、芝山町	228,930	16.9%	436.21
2	佐倉市、酒々井町	192,631	16.9%	122.61
3	印西市、白井市、印旛村、本埜村	134,107	14.0%	159.21
4	銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町	203,915	24.3%	361.76
5	東金市、大網白里町、九十九里町	130,258	19.5%	171.12
6	山武市、横芝光町	85,005	23.2%	213.28
7	茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長生村、長南町、長柄町	158,535	22.6%	326.98
8	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	83,959	30.0%	406.46
9	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	141,543	30.4%	576.89
10	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	322,481	19.7%	757.81

人口、高齢化率、面積は、平成17年国勢調査結果による。

※ また、東葛飾・葛南地域(市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市)については、組合せは示さないものの、地域の状況等から、更に充実した行政機能等を有する政令指定都市への移行が期待され、地域において広域行政、政令指定都市等の研究も行われていることから、「更なるステップアップが望まれる地域」として整理した。

出典:総務省 市町村の合併に関する研究会
「大都市部における市町村合併の推進について」
(平成19年3月)



大阪府

「大阪府市町村合併推進要綱」(平成12年12月)における「合併のパターン」

■ 多様なパターンが示されているうち、大規模な組合せ(12パターン)

	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)
1	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	658,048	239.60
2	吹田市、摂津市、茨木市	693,642	127.50
3	高槻市、島本町	387,563	122.09
4	枚方市、寝屋川市、交野市	730,288	115.36
5	守口市、門真市、大東市、四條畷市	471,999	62.02
6	八尾市、柏原市	354,004	67.10
7	堺市(、美原町)、大阪狭山市	886,632	161.85
8	松原市、羽曳野市、藤井寺市	318,614	51.99
9	富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村	286,065	226.08
10	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町	327,834	112.66
11	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町	434,390	191.28
12	泉南市、阪南市、岬町	142,134	132.47

出典:総務省 市町村の合併に関する研究会
 「大都市部における市町村合併の推進について」
 (平成19年3月)

